

令和7年 第1回臨時会 第4回定例会

宇検村議会議録

令和7年10月6日開会
令和7年10月6日閉会 臨時会

令和7年12月9日開会
令和7年12月12日閉会 定例会

宇 検 村 議 会

令和 7 年第 1 回宇検村議会臨時会

令和6年10月議会

令和7年第1回宇検村議会臨時会会期日程

10月6日(月)開会～10月6日(月)閉会 会期1日間

日次	月日	曜日	会議・休会・その他
第1日	10月6日	月	本会議(開会・議案審議・閉会)

令和 7 年第 1 回宇検村議会臨時会

第 1 日

令和6年10月 6 日

令和7年第1回宇検村議会臨時会会議録
令和7年10月6日（月曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○日程第 1 議会録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 議案第52号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 4 議案第53号 工事請負契約について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 5 議案第54号 工事請負変更契約について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 6 議案第55号 物品売買契約について

（説明・質疑・討論・採決）

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	川上真理 議員	2番	倉本富夫 議員
3番	壽山新太郎 議員	4番	海原隆家 議員
5番	肥後充浩 議員	6番	杉浦治俊 議員
7番	吉永常明 議員	8番	喜島孝行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 保枝力人 君 書記 森 妙子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元山公知 君	企画観光課長	辰島月美 君
副 村 長	植田 稔 君	教育委員会事務局長	藤 貴文 君
教 育 長	村野 巳代治 君	建 設 課 長	辰島 伸乃介 君
総 務 課 長	泉 清一郎 君	住民税務課長	小松 洋仁 君
保健福祉課長	松井 学 君	産業振興課長	柳 栄治 君
会 計 課 長	古島 敦子 君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまから令和7年宇検村議会第1回臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、杉浦治俊議員、吉永常明議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（喜島孝行議員）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期は、本日の1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日の1日間と決定しました。

△ 日程第3 議案第52号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第3、議案第52号、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第52号について提案理由のご説明をいたします。

議案第52号は、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に690万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ42億3,883万円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理議員）

7ページ、歳出の5目の財産管理費の業務委託料、宇検村名誉村民顕彰の製作業務委託というものがありますけれども、具体的にどういうものを作成するのか、どういうものを作成するのか、また委託先はどこになるのかをお願いします。

○総務課長（泉 清一郎君）

これまでですね、名誉村民になられた方は、教育委員会の入口のほうにプレート写真を写真入りのプレートを設置してあるんですけども、今回、渡 博文さんの分がまだ設置されていませんでしたので、今回、お亡くなりになられて1年が経つということで、今回設置をさせていただきたいと思っています。ちょっと委託先については、村内外の業者の方で、この議案が承認いただけましたら、またお願いしようと思っところあります。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩議員）

今の7ページなんですけど、石良地区の農業用水移管、これは場所はどこですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。石良の直線、県道湯湾下浦線の石良の直線でアランガチのカーブに曲がる手前のほうに、県のほうが排水路工事を発注していますが、その排水路工事の布設に係る水道管と農業用水の布設替えを行うということです。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第52号、令和7年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第53号 工事請負契約について

○議長（喜島孝行議員）

日程第4、議案第53号、工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第53号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第53号は、工事請負契約についてですが、令和6年度宇検村携帯電話等エリア整備事業移動通信用鉄塔整備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、鹿児島県鹿児島市西田1丁目5番地8、株式会社新生組、代表取締役元村修一氏と契約するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第53号、工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第54号 工事請負契約について

○議長（喜島孝行議員）

日程第5、議案第54号、工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第54号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第54号は、工事請負契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、緊急浚渫推進事業6—1工区の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第54号、工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第55号 物品売買契約について

○議長（喜島孝行議員）

日程第6、議案第55号、物品売買契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第55号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第55号は、物品売買契約についてですが、令和7年度9月定例議会で承認された議案第51号において、金額の誤りがあったことから、再度公立学校情報機器を購入することについて、鹿児島市大黒町1番地1号、株式会社エム・エム・シー、代表取締役 正光氏と契約するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第55号、物品売買契約については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回臨時会を閉会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼

閉会 午前 9時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜 島 孝 行

宇検村議会議員 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 吉 永 常 明

令和7年第4回宇検村議会定例会

令和7年12月議会

令和7年第4回宇検村議会定例会会期日程

12月9日(火) 開会～12月12日(水) 閉会 会期 4日間

日次	月日	曜日	会議・休会・その他
第1日	12月9日	火	本会議（開会・一般質問・議案審議）
第2日	12月10日	水	現地調査・常任委員会・全員協議会
第3日	12月11日	木	休会
第4日	12月12日	金	本会議（議案審議・閉会）

令和7年第4回宇検村議会定例会

第 1 日

令和7年12月9日

令和7年第4回宇検村議会定例会会議録
令和7年12月9日(火曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程(第1号)

○開会の宣言

○日程第1 議会録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 一般質問

3番 壽山 新太郎 議員

5番 肥後 充浩 議員

4番 海原 隆家 議員

1番 川上 真理 議員

○日程第6 議案第56号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第7 議案第57号 令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○日程第8 議案第58号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

(以上2件一括上程・説明・委員会付託)

○日程第9 議案第59号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○日程第10 議案第60号 令和7年度宇検村後期後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

(以上2件一括上程・説明・委員会付託)

○日程第11 議案第61号 令和7年度宇検村簡易水道事業会計補正予算について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第12 議案第62号 令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第13 請願第1号 宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願

(委員会付託)

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	川上真理 議員	2番	倉本富夫 議員
3番	壽山新太郎 議員	4番	海原隆家 議員
5番	肥後充浩 議員	6番	杉浦治俊 議員
7番	吉永常明 議員	8番	喜島孝行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 保枝力人 君 書 記 森 妙子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元山公知 君	企画観光課長	辰島月美 君
副 村 長	植田稔 君	教育委員会事務局長	藤 貴文 君
教 育 長	村野巳代治 君	建 設 課 長	辰島伸乃介 君
総 務 課 長	泉 清一郎 君	住民税務課長	小松洋仁 君
保健福祉課長	松井 学 君	産業振興課長補佐	古島幸夫 君
会 計 課 長	古島敦子 君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまから、令和7年第4回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（喜島孝行議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、川上議員、倉本議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（喜島孝行議員）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日から12月12日までの4日間と決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（喜島孝行議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（喜島孝行議員）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、令和7年第3回定例会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

9月21日、第19回関西かごしまファンデーが兵庫県神戸市であり、出席いたしました。

9月30日、宇検村公共ライドシェア出発式がケンムンの館前であり、出席いたしました。

10月13日、第40回関西宇検村会総会が兵庫県尼崎市であり、出席いたしました。

10月25、26日両日、第5回国際サシバサミットが総合体育館であり、出席いたしました。

11月5日、安全・安心の道づくりを求める全国大会が東京都であり、出席いたしました。

11月8日、対馬丸記念会主催慰霊祭及び交流会が船越海岸、元気の出る館ホールであり、出席いたしました。

11月13日、全国治水砂防促進大会が東京都であり、出席いたしました。

11月19日、全国町村長大会危機管理トップセミナー、県選出国會議員との懇談会が東京都であり、出席いたしました。

11月20日、第5回世界自然遺産5地域会議が東京都であり、出席いたしました。

11月26日、奄美群島地区植樹祭が龍郷町であり、出席いたしました。

11月28日、奄美T I D A ネシア交流会及び中央要望活動が東京都であり、出席いたしました。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（喜島孝行議員）

これで行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

○議長（喜島孝行議員）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

3番、壽山議員。

○3番（壽山新太郎議員）

場内の皆様、おはようございます。令和7年第4回定例会にあたり、一言所見を申し上げます。今年最後の一般質問となりました。今年を振り返ってみますと、宇検村におかれましては、10月に開催しました宇検村国際サシバサミットをはじめ、11月開催のどんと祭りなど数々のイベントが開催され、活気に満ちた宇検村の姿が伺えたところであります。また、10月に開催しました議会報告会には、多くの村民の皆様方にご参加をいただき、誠にありがとうございました。村民の皆様のご協力により大変有意義な報告会になりましたことに対しまして、議会一同、心より厚くお礼を申し上げ

げます。村民の皆様方からいただきました貴重なご意見は、議会でしっかりと協議し、行政に反映されるよう尽力してまいりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、4点について一般質問を行います。まず1点目に、ライドシェアについて伺います。1項目目に、宇検村やけうちライドが実証運行を開始して約2月が経過しましたが、現段階の現状について村当局の見解を伺います。

2項目目に、ドライバー不足が懸念されているところでございますが、今後の運行について、村当局としての対応を伺います。

3項目目に、村民や利用者の様々な意見や要望などの声を村当局としてどのように捉え、今後対応していくのか伺います。

4項目目でございますが、実証運行後、今後村単独事業として継続し、来年10月の本格運行を目指していくとのことでございますが、これについて、今後の展開、対応策について伺います。

2点目に、職員数の実態及び職員教育について伺います。1項目目に、宇検村定員適正化計画については本年度が最終年度であります。この4年間の計画に対する進捗状況、成果及び今後の対策を伺います。

2項目目に、以前一般質問した中で、将来的にも組織力低下を招かないよう、年齢別職員構成の平準化と職員の資質向上に努めていくとのことでありましたが、対策を講じた結果を伺います。

3項目目に、議会報告会の中で、役場に来庁されます方々に対する職員の対応が悪い等のご意見がございましたが、これに対する職員教育への取り組み、また、住民サービスの向上を図るための取り組みはどのように行っているのか伺います。

3点目に、要望等に対する各担当課の対応について伺います。要望等に対する役場各担当課の対応について、要望の結果や進捗状況等の経過説明がないなど、対応が悪いと、各種団体や村民の方々から数多くの声を聞いております。このことについて、ぜひ一般質問で取り扱っていただきたいとの今回ご依頼を受け、今回質問通告をしたところでございますが、村当局においてはそういった声をどのように把握しているのか、また、そういった声に対し、どのような対応を行っていくのか、伺います。

最後、4点目でございますが、集落公民館の整備について伺います。各集落の公民館については、空調機器、クーラーの設置がない公民館がありますが、集落の公民館については、防災等の関連から避難場所に指定されております。近年、夏場におかれましては、熱中症対策が必須となっている中、集落の行事などにおいて公民館が使用されますが、空調機器、クーラーがない公民館については熱中症等のリスクが懸念される状況下であります。こういった観点から、空調機器、クーラーの設置がない公民館に対し、設置に向けた対策、補助はできないか、伺います。以上でございますが、あとは通告席にて再質問をいたします。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまの壽山議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えいたします。まず、ライドシェアについての1点目の宇検村やけうちライドが実証運行を開始して1カ月余りが経過したが、現段階の状況について村として見解を伺うのご質問ですが、宇検村やけうちライドはオンデマンド型自家用有償運送で、交通空白地域の柔軟な移動手段として10月1日からスタートいたしました。当初は、システムでの対応の不具合や運転者不足の課題、予約アプリのスマホ操作の不安など、今まで定期運行のバスを利用していた方からの戸惑いの意見等も多く寄せられておりました。現在も配車のタイミングが合わず、待ち時間が増えたり、急な需要に対応できない事態も発生しています。その都度検証を行い、改善を行ったり、利用者へ理解を求めている段階ですが、実証運行期間に改善を繰り返しながら、需要に応じた効率的な運行を目指してまいります。

次に、2点目のドライバー不足が懸念されているが、村としての対応を伺うのご質問ですが、当初運転者登録27名でスタートし、11月には第2回目の運転者講習を行い、16名の方がドライバーとして追加されました。現時点で43名の方がドライバーとして登録されていますが、今後も利用者のニーズに対応できるよう、ドライバーの確保に努めてまいります。

次に、3点目の村民や利用者の様々な意見や要望などの声を村としてどのように捉え、対応しているのか伺うのご質問ですが、11月20日に全集落を巡回し、利用者との意見交換をいたしました。宇検方面はバスの運行と併用しているため、おおむね好評でありましたが、屋鈍方面からは予約方式の不便さや希望どおりの配車ができなかったなど、現状に対して改善を求める声や要望を多くいただきました。村民からのご指摘は重要な意見であり、その都度検証を行っている状況です。また、1カ月が経過し、利用状況も把握できてきたため、利用頻度の多い時間帯に1便、定期便として運行することも検討しています。ライドシェアは過疎地域の交通確保にメリットが大きいと確信しております。課題がある一方で、改善策も進んでおります。今後も村民の声を反映させながら、ライドシェアの仕組みづくりに努めてまいります。

次に、4点目の実証後、村単独事業として継続し、来年10月の本格運行開始を目指すとするが、これについて今後の対応策を伺うのご質問ですが、現在行っている実証運行は、国の交通空白解消事業を活用し運行しております。この事業は明けて2月末で終了し、来年の10月本格運行までは村単独事業として引き続き運行していく予定です。運行管理主体は、宇検村企画観光課を主幹とし、安全性の確保、利用者の信頼性の確保に努めながら、本格運行に向け準備を進めてまいります。

次に、職員数の実態及び職員教育についての1点目の宇検村定員適正化計画について、今年度が最終年度であるが、この4年間の計画に対する進捗状況、成果及び今後の対策を伺うのご質問ですが、令和3年4月に策定した定員適正化計画では、職員数の目標値を68人以内としております。広域事務組合への派遣等により若干の増減はあるものの、この目標はおおむね達成できております。新規採用職員数については、近年は若干名の採用で推移しておりますが、再任用職員の活用や定年年齢の引き上げにより、職員数はおおむね横ばいの状況にあります。また、様々な任用、勤務形態の

活用やワークライフバランスを踏まえた職場環境の改善なども考慮し、現在、次期定員適正化計画の策定を進めているところであります。

次に、2点目の以前質問した中で、将来的にも組織力低下を招かないよう年齢別職員構成の平準化と職員の資質向上に努めるとのことであったが、対策を講じた結果を伺うのご質問ですが、現在、本村の職員構成は20代後半から40代前半までがほぼ同数となっており、一定のバランスが保たれております。将来的に組織力が低下しないよう、退職者の補充を継続的に行うとともに、採用にあたっては、定年延長職員や再任用職員の動向を注視し、引き続き年齢別職員の構成の平準化に努めてまいります。また、各種職員研修を通じて職員の資質向上にも取り組んでいるところであり、今後も継続して努めてまいります。

次に、3点目の議会報告会の中で、役場に来庁する方々に対する対応が悪い等の意見があったが、職員教育及び住民サービスの向上を図るための取り組み状況を伺うのご質問ですが、職員の教育及び住民サービス向上の取り組みにつきましては、まず、新規採用職員に対し、採用年度に前期、後期の初任者研修を実施しており、この中で接遇を含む基礎的な知識、技能を習得しております。その後も、昇格の段階に応じて、それぞれの役職に必要な研修を受講する仕組みとしております。また、不定期ではありますが、総務課職員係において必要に応じ、接遇研修を実施しており、直近では、令和6年2月に日本航空のチーフキャビンアテンダントを講師としてお招きし、接遇向上に向けた研修を行ったところです。さらに、毎月月初めの朝礼において職員がサービスの誓いを復唱することで、住民サービスの向上や基本姿勢の徹底を図っているところであります。

次に、要望等に対する各担当課の対応についての要望等に対する役場各担当課の対応について、要望の結果や進捗状況等の経過説明がないなど対応が悪いとの声が上がっているが、村当局としてそういった声を把握しているのか。また、そういった声に対し、今後どのような対応を行っていくのか伺うのご質問ですが、これまで集落から寄せられる要望につきましては、その内容の程度にもよりますが、法令、制度上の制約、予算措置、関係機関との調整、公平性、平等性の観点から、総務課で一括して受付をして対応しているところであります。本年度は、これまでに11件の要望があり、解決に至っていない案件もありますが、いずれについても対応を進めております。また、各課の所管業務に関する要望や問い合わせについては、原則としてそれぞれの課に判断を任せておりますが、対応が不十分であるのご指摘がある場合には、具体的な事例をお知らせいただければ、村としても状況を把握し、必要な対応を行ってまいります。

次に、集落公民館の整備についての各集落の公民館について、空調機器、クーラーがない公民館があるが、設置に向けた対策、補助はできないか伺うのご質問ですが、各集落の公民館等の施設につきましては、集落区長との協議を踏まえ、避難所として指定している施設で防災上必要と認められる設備については、村として支援制度を設けております。具体的には、20万円を超える整備について、150万円を上限として、その経費の2分の1を村が負担することとしております。以上であります。

○議長（喜島孝行議員）

再質問はありますか。

○3番（壽山新太郎議員）

それでは、順番よく再質問をさせていただきます。まず、ライドシェアについて、まず1点目のですね、実証運行して実質2月が経過しておりますが、現段階の現状についてのご意見、ご見解ということなんですが、まず10月の利用者数なんですが、事前に企画観光課のほうからはデータをいただいておりますが、10月の利用者数ですね、186名とのデータでございます。中身を見てみますと、1番多い日で12名の方が利用されておまして、1番少ない日でありますと2名ですかね、でございます。大体1日平均すると約7名程度になろうかと思いますが、10月はこのような利用者数なんですが、実証開始の初めての月なので、私なりにはかなり多いですね、利用者数であるという実感でございます。ここでちょっと伺いますが、現在においては、日曜祭日はですね、利用はできない日となっておりますが、この前、第3回の集落説明会の中でも意見があったと思いますが、この日曜祭日の運行については、その説明会の中ではどのようなご意見があったのか、まず伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

ライドシェアの実証運行が始まって1カ月を過ぎた11月19日、20日、全集落の意見交換会として、皆さんの、村民の意見を聞くために巡回させていただきました。その中でも、祝日、そして日曜日の利用は可能にどうにかしてもらえないかという、そういう意見もいただいているところです。今の現状を踏まえると、やはりちょっと運転手不足という部分と、通常の日常の利用という部分で対応できない案件も出ていますので、まずは通常のこの日常、病院に通ったり、公共機関を利用したりという、その日常の充実化を図った上で、日曜日、そして祝日の部分の意見をいただいている部分にどのように対応できるかという体制づくりに取り掛かっていければと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

そのドライバー不足はもちろん主な原因だと思いますけど、そのドライバー不足についてはまた後で質問させていただきます。結構、この日曜祭日の件につきましても、地元芦検の人なんかからですね、いろいろ運行してないのかとか聞かれますので、始まったばかりの2月経過しておりますが、来年10月からですね、本格運行をするということでございますので、そういったいろんなご意見を聞いてですね、日曜祭日も回せるような運行状態にしていきたいと思います。

次にですね、事前にいただいた利用者数のデータではですね、この中では集落別の利用者の把握はちょっとできなかったんですが、宇検とですね、久志校区の方々の利用者がものすごく少ないと感じているところでもあります。この路線は現在も島バスが走っておりますので、その影響も若干あるかと思いますが、例えば湯湾に行くのに行きは島バスを利用してですね、帰りはライドシェアを利用するみたいな使い方をするイメージがあっても、なかなか、例のその予約の方法によってですね、その使い方ができないようなことを、その宇検、久志とか、我々地元芦検の住民からですね、結構聞かれるんですよ。こういったパターンに対するですね、対応策の考えがあればちょっと

伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

開始をして利用される村民の皆さんも、その利用方法という部分で戸惑っているかと思います。議員がおっしゃるように、宇検方面は定期バスがあるので、そちらのほうの利用とすれば、ご自分でこう工夫しながら、またロコミでこういう利用方法があるよという部分で、かなり今の段階では利用が増えているかなという部分で見えております。定期バスを利用して、帰りは診療所が受診が早く終わった場合にはライドシェアを利用して帰るとい、時間を工夫しながら利用しているんだなというのを最近は見取れる部分があります。一方、屋鈍方面にしましたら、定期バスが運行していないということで、行きから予約をしないといけないという、そこのハンデというのがすごく苦痛を感じている住民の方がいらっしゃるという部分では、今1カ月過ぎてデータを取ってみると、朝の利用というのが定時間でかなり各集落で利用されてるというのが見て取れますので、答弁のほうにもあったんですけども、定期バスというか、定期運行を1便流すことによって予約をするという、そこの手間が省かれるという部分と、重複して予約が重なるというのが省かれるというか、そこの支障がなくなってくるんじゃないかという部分で、定期で1便運行するという部分である住民にこうお声掛けしたところ、屋鈍方面の皆さんはおおむね賛成、そのようにしてくれたらちょっと利用がしやすいというお声をいただいているので、年明け早々、運転手の確保を充実させた後、1便定期で回す方向で検討していければと思っています。宇検方面のほうは、先ほど質問があったように、かなりだんだん浸透してきているというのが見て取れますので、そういう説明を繰り返しながら、皆さんが利用しやすいライドシェアというのを目指していければと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

その利用者数の件ですけど、先ほど集落別の利用者はちょっと把握できない、このもらったデータではですね、できないんですけど、役場担当課としては、集落別の例えば宇検が何名とか、集落別のそのデータは把握はされてるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

データは把握できております。

○3番（壽山新太郎議員）

ありがとうございます。次に、予約についてお聞きしますが、現在、ケンムンの館のほうに直接電話する電話予約とアプリでの予約がございますが、これはどちらのほうの予約が多いか伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

現在は電話予約、直接予約される方のほうが多いと把握しております。

○3番（壽山新太郎議員）

確かに電話予約のほうが多いと思いますが、このライドシェアを利用される方々は70歳以上の高齢者の方々がほとんどだと思います。多分そのほとんどの方がもうアプリは多分ちょっと難しい関

係上、電話での予約だと思いますけど、このいただいた住民の方々のご意見でもありますように、館のコールセンターの開始時間がですね、をもっと早くしてほしいとか、コールセンターが、10時からですかね、しか予約ができないというのに対して、不便であるとかですね。あと、行きと帰りの予約を、電話ではちょっとできないんですけど、行きと帰りの予約を1回で済ませられるようにしてほしいなどの意見があるようですが、やはり、もっとこの電話予約のですね、需要が多いので、この電話予約の予約をちょっと柔軟に対応できる対策を徹底する必要があると思いますが、それに関しての見解を伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

予約に関しては、予約をしないと利用ができないという部分では、住民の皆さんからは大きくちょっと意見をいただいているところです。ケンムンの館という部分で、土曜日でも日曜日も空いているという部分で受付をお願いしているところなんですけれども、もちろん役場のほうでも受付をしておりますし、各集落の説明会においては、一般の住民の方から、自分のほうに声をかけてくれたら自分が予約するよという、そういう助け合いの、集落内でのそういう意見も、ありがたい意見を頂戴しております。必ずそのケンムンの館、もしくは役場を通さないといけないというわけではなく、近所で電話とかアプリが使える若い子がいたりとか、また拠点となっている売店とか郵便局、そういう部分で声を掛けながら予約ができるという、そういう助け合いの文化という部分ももうちょっと広げていけるような、地域全体でこのライトシェアというその仕組みを使いやすいような、活用ができるという、そういう仕組みづくりになるように、行政のほうも皆さんへのご協力依頼とか声掛けとかやっていければと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

この電話予約なんですけど、前日予約ですよ。前日の、例えば今日、明日9時から予約したかったら前日の予約ですよ。

○企画観光課長（辰島月美君）

基本1時間前となっているんですけども、ケンムンの館に電話される方は、ケンムンの館が10時からしか空いていないので、翌日の9時に利用される場合には前日じゃないと受付ができないという、そういう認識が住民説明会の中でもあったようです。アプリの中では、24時間携帯が使えるので、1時間前まででしたら運転手も対応できるという体制を今整えているところです。ですので、声掛けの中で、アプリでこう予約ができるという、そういう体制作りという協力ができる、もしくはそういう拠点というのが各集落もしくは校区にできたら便利に活用、予約ができるかと思うんですけども、そういうことも含めて、どういう拠点が作れるのか、利用のこの頻度を見ながら、皆さんにもまた協力依頼をかけることもあるかと思うんですけども、今実証運行を進めていく中で、仕組みづくり、体制づくりというのもしっかりと検証しながら、またその活用に向けて頑張っていければと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

この意見でも、やはり予約の件についてはかなり大きな多いご意見が出ているところがございますので、これ、コールセンターの対応につきましては柔軟な対応、そしてこの予約受付体制の拡大については今後重要課題であると認識しておりますので、対応がたをですね、ひとつよろしく願いします。

次に、ドライバー不足についてございますが、村長の答弁でもありますとおり、10月のデータですと、ドライバー登録者数の件ですが、10月は職員で13名で、住民の方で10名の合計27名でありまして、今回、11月に追加募集をかけておりますが、11月の追加募集の段階では、職員が8名、住民が8名の16名ということで、現段階で合計43名のドライバーの登録ということでございます。1番のこの懸念のところなんですけど、集落説明会の中でも、ドライバー不足に対する不満がですね、多々出ているところがございますが、例えば、ドライバー不足により予約が不成立になることに対する不満であったり、時間帯によっては予約はできないと、電話予約しても希望どおりの時間の予約はできない、予約するまでに長く待たされるなどですね、こういったドライバー不足に対するご意見がですね、多々出ているところがございます。このドライバー不足は、職員の方も結構登録して、うちもドライバー登録してるんですけど、シフトの状況とか、かなりいつもチェックはしてるんですけど、でも、そもそもこのドライバー不足、募集が集まらなかったりとか、今回追加で43名なんですけど、10月の段階27名の中で、登録者数はいるけど結構シフトにはなかなか入っていただけないとか、そこが1番の原因だと思いますけど、そもそもこのドライバー不足が今回起きた原因とかはなんか分析されておりますでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

対応ができないドライバー不足という部分の原因とすれば、やはり仕事に従事されている方が多いというのが1番かと思います。仕事に従事されていても対応できる朝の時間とか夜の時間、もしくは土曜日お休みの日でももしかしたら従事できるかもしれないという部分で登録されているドライバーの方も多くいらっしゃいます。今対応できる方をお願いはしているんですけども、そのドライバー不足という部分で第2回目の応募をして、さらに追加をして講習をしたところなんですけど、そういう、こう協力依頼をしながら、また地域の助け合いという部分で、地域の住民の移動手段を地域の住民が支えるという、そういう仕組みというのが広く浸透できるように、またこちらのほうもお願いを重ねながら運転手の確保には努めていきたいと思っています。かなり運行管理の部分とか、その予約の調整をしたりとか、アプリの中ではなく人のアナログでこうやらないといけない調整という部分もかなり負担が出てきていますので、このライドシェアに関しての地域おこし協力隊を募集する方向で現在事務を進めているところです。

○3番（壽山新太郎議員）

やはり利用者の時間帯を見ても、午前中のやっぱり運行が多いんですね。なかなか昼からなかなか、大体高齢者の方も午前中動きますので、病院に行ったりで、なかなか、シフト見ても、なかなか午前中のシフトの入るドライバーが少ないとかで、昼からもちょくちょくあるみ

たいですけど、昼からはちょっと何名か多かったりとかですね、そのバランスが結構保たれてない部分があるというのが私の今の実感でございますけど、やはりボランティア感覚なんで、やはりそのドライバーの報酬の問題であったり、そういったのもやっぱり原因としてあると思います。ですので、やはり先ほどその地域おこし協力隊の方に専属させるとか、例えばもう会計任用職員を雇ってですね、綺麗なシフトを組んで回すとか、そういった対策が今後出てくるとは思いますけど、そこあたりはどうお考えですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ライドシェアというのは、利用される方のその時間とかニーズに合わせて、こう便利に運行できるというのが長所であるのが1番です。定期的に回すという部分で、先ほど朝1便定期で運行させるという提案をしたのは、利用者のデータが取れた結果で、そこの利用者が多いし、利用される方が必ずいるという運行時間帯という部分は定期で運行させてみようという、そういう流れで今皆さん村民のほうに相談をしているところなんですけれども、今後もしろいろ利用頻度がデータ化されて把握できてくるかと思えます。その中で1番運行しやすい、効率のいい運行という部分をまた協議をしながら検討していければと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

よろしくお願ひします。実際、ドライバー側の意見についてもですね、ドライバーを集めた方の意見交換会を、11月10日に意見交換会を実施してるところでございますが、この答弁のもありますとおり、そのスマホのアプリがちょっと不具合が結構多くてですね、家の位置が正確でないとか、現実的な運行ルートでもない、そういったものもあります。システム上では、村民であるかどうかとか70歳以上であるかどうかというのはなかなか把握できないんですよ。利用者の自己申告を信じて70歳以上は無料なので、そういった形で今対応してるところでございますけど、この運行アプリについて、その改善策とか、今フローが出ておりますので、そのアプリについての今後の対応とか対策についてはどうお考えでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今このアプリでかなり問題が出ている部分もあります。例えば、予約をしたときに、今予約を受け付けできませんのみで、こう対応が、あと20分後だったら予約を受け付けられますとか、その後のアフターという部分がアプリの中に出ないということで、利用者側からは、ちょっと利用しにくいとか、予約をしても予約を受け付けてくれないとか、そういうのが当初ありました。それはアプリの中では今改善を求めているんですけども、そのシステムというのがまだ至ってはいませんが、そういう部分ではアナログで、パソコンのほうで企画観光課の担当が調整をしながら、予約が重複したときには別のドライバーが運行できるようにということで、調整をやりながら、利用者に迷惑がかからないように今現在行っているところなんですけれども、アプリを利用した予約ですので、その改善もしっかりとしながら、本格運行に向けてこの実証運行期間に検証というのをしっかりとやっていければと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

対応のほうをよろしく申し上げます。このドライバー不足の問題につきましては、先ほど言っているとおりですね、43名の登録者数がいてもですね、シフトに確実に入ってもらわないと意味がございませんので、利用者の皆様にですね、不便がないような体制づくりの強化をぜひよろしくお願いをします。

次に、3項目目のですね、村民や利用者の様々な意見や要望などの声を村としてどのように捉え対応していくのかでございしますが、その集落説明会の中での意見でございしますが、運行車両、公用車を使ったり自家用車を使ったりしておりますが、マグネットのステッカー貼ってますよね。それだけではこれライドシェアの車だと分かりづらいというご意見も多々ございしますが、その件について、そのマグネットシールについては今後どのような改善策をしていくのか、伺います。

ライドシェアとしてこう利用する車にはライドシェアって分かるようにマグネットを貼付をして運行するというのが決まりですので、大きめのマグネットなんですけれども、それを両方のドアに貼りながら運行しているのが現状です。分かりにくいという意見も多々ありました。運転手の方が利用者の方にお声がけをするタイミングであったりとか、ちょっと個人車を利用してライドシェアを運行しているときには、ちょっとそれがライドシェアの車とはちょっと分かりにくいという、そういう意見もあったんですけれども、こういう利用を繰り返す中で、どちらも認識を深めていけるような、そういう取り組みでもいいのではないかとは思ってはいるんですけれども、キャップであったりネクタイであったり、そういうのを求める意見もあったんですけれども、それはこう、追々ちょっと検討できればという部分で、解決できればと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

すみません。そのマグネットステッカーの件については、もうちょっと工夫を重ねてですね、利用者に分かりやすいように今後対応をお願いします。最後にというんですかね、私、1ドライバーとしてのちょっと質問させてもらいます、もございしますが、私が運転中ですね、車中、車の中で、利用者の方々から、直接ですね、いろんなご意見や苦情とか要望を聞いてございます。その中で、苦情的というか、これ1名の利用者じゃなくて2、3名の利用者からちょっと聞いた話なんですけど、ドライバーに対する指導についてちょっとお叱りを受けてですね。例えばスピード超過とかでちょっと対応がですね、ちょっと挨拶がなかったりとか、危険な運転でちょっと怖い思いをしたとかですね、そういった意見を、先週でしたかね、利用者の方から聞いて、そのドライバーの指導はどうなっているのかというのを担当課に聞いてくれと直接この前、先週言われたんですよね。例えば、自分の概念なんですけど、そのドライバー不足によってその方が複数のシフトに入ったと。でも、時間的にも余裕がなくてそういった行動に出たのかなと自分なりにはちょっと感じたんですけど、このドライバーに対するこの指導も、今後ですね、徹底していかないといけないと思うんですけど、そこあたりは担当課としてどんな見解でしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この一般の村民の方が運転手を担うという部分で、このライドシェアの仕組みでは1番安全性、信頼性というのは重視しないといけないところというのはもう認識しております。運転手に、希望される方への講習、もしくは実践的な運転技術というのもプロの方が審査をして運転手としての認定を行っているところですけども、日常のその運転の中での道路の具合とか時間帯であったりとか、そういう心配事がもし村民の方、利用される方に与えてしまうというのは、そこはこちらもきちんと把握をして指導していかないといけない部分ですので、運転手の方々への指導というのは、しっかりと定期的な意見も聞いたり意見交換なども行うような、そういう場を設けながら、指導という部分はしっかりとやっていくように努力していきたいと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

その指導はですね、ぜひしていただきたいと思いますが、自分が言いたいのは、車中で直接利用者の方から意見を聞くドライバーなので、そのドライバーからの意見というのはすごく重要だと僕は思っております。ですので、月初めにでもですね、その月中の月に発生した利用者からの意見とか、そういう要望とか、そういうのをドライバーさんにまとめさせて、提出していただいて、その中身を精査するとか、そういったのが今後、来年10月から運行するにあたっては重要だと思いますけど、そこあたりはどうお考えですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

おっしゃるとおり、利用者の方の声というのが運転手の方が1番聞いていると思っはいます。ですので、そういう意見、今おっしゃった運転手さんのその聞いているその意見というのを集約しながら、事務局のほうもしっかりとそこを把握しながら、改善に取り組んでいくようなライドシェアの仕組みづくりということに努めていきたいと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

ぜひよろしく願いをいたします。2月までの実証運行でございます。村民の方々ですね、このライドシェアについてはとても関心があり、注目をしているところであります。当局もですね、いろいろ大変かと思いますが、村民の皆様や利用者、そしてドライバーの方々の意見やですね、要望をしっかりと捉え、協議を重ねてですね、今後の運行対応の強化を1つよろしくお願ひします。ライドシェア、最後でございますが、来年10月からの本格運行開始の件でございますが、この実証運行は来年の2月で一旦終了となりますけど、この3月以降はこの屋鈍湯湾間の運行はまた島バスが通るんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

このライドシェアの導入というのは、島バスさんがこっちの屋鈍線を休止をしたいという、その意向を踏まえてライドシェアを導入したところです。島バスさんの運行はもう叶わないとは思っはいるんですけども、2月以降は今の状態を村単独でこうやりながら、10月の本格運行に向けて、現状どおり、今のライドシェアの仕組みをもっと充実させながら運行していく予定としています。

○3番（壽山新太郎議員）

とりあえずは2月で終わってもとりあえずは来年の10月までの間はこのような形で、実証じゃないんだけど、ライドシェアをするということですか。それもこの前ちょっと利用者の方に聞かれたんで、そこあたりもちょっとまた村民の方に、2月以降の件についても周知をひとつよろしくお願ひします。来年10月以降なんですけど、今パブリックテクノロジーズさんに業務委託しておりますが、今後もこの業者、来年10月以降はこの委託は、委託先はどんなになるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

パブリックテクノロジーズさんに今委託している部分というのは、この実証運行の期間中という部分で今契約しているところです。ですけれども、ドライバーへの報酬であったり、アプリの管理、使っているそのアプリもそちらの委託業者さんのなんですけれども、それプラス保険の関係であったり運転手との契約の関係、そういう部分も全て担っていただいているので、今後、そこの事務の量の多さと委託金額の精査という部分が、しっかりと行いながら、そこの業者に委託していくのか、もしくは村の別の業者で担っていただくのか、もしくは役場の中でやっていくのか、運転管理者というその組織を別に持っていくのかというのもこの期間には検討していかないといけない部分であると思います。委託のその相手先についてはまだはっきりと決まっていな部分ですので、その関係も含めながら、今の運行に支障のないように、さらに利便性のいい効率的な運行ができるような、そういう取り組みというのも事務局も含めてしっかりと検討していければと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

その業務委託先については了解しました。これ、来年、令和8年度の予算になると思いますが、村単独で事業としていきますけど、大体どれぐらいの予算を見込んでるのか、分かる範囲でお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

今現在、令和8年度の当初予算の算定という部分で要望しているところなんですけれども、2,000万弱の予算計上を今総務課のほうに提出しているところです。これもちょっと概算になっておまして、まだ運行して2カ月、運転手への報酬というのがまだ1カ月しか発生していないという部分と、国の事業でいただいている補助金で対応している部分から、一般財源のほうになっていくので、それが10月までどのような概算が出るかというのはざっくりとした金額でしかないんで、そこもちょっと委託をいかにするかという部分も含めて金額的な精査も必要なんですけれども、村内で、運転手も利用される方も循環するという、その予算も村内の中で循環していくという部分は外に出ていくお金ではないのでいいかなというか、そういう形でより良い予算計上にも努めていきたいと思っています。

○3番（壽山新太郎議員）

最後にですね、今概算で2,000万、これ多分もう一般財源になってくると思いますけど、そういうことをございます。先ほど質問してございます、様々なですね、課題が山積しているところであ

ります。運行の形態やドライバーの問題等もしっかり、課題をですね、精査していただいで、やはり村民の皆様の困り事や希望、要望等を直接丁寧に聞きながら、ライドシェアの本来の目的であります地域に根ざした交通の確立をぜひ目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。ライドシェアは終わります。もう時間がありませんので。

次に、宇検村定員適正化計画について伺いますが、すみません、現在、今、職員数は何名でございますか。

○総務課長（泉 清一郎君）

この定員適正化計画で言う職員の人数については65名です。あと、今ちょっと派遣職員とか短時間労働の職員はいますけども、この定員適正化計画の中には含まれないということですので、令和7年4月1日現在でですね、65名です。

○3番（壽山新太郎議員）

これ、定員適正化計画の中のこの職員というのはあれですか、正職。会計任用職員は含まれないんですよね。

○総務課長（泉 清一郎君）

この数字の中には会計年度職員は含まれていません。

○3番（壽山新太郎議員）

ちなみに、今、正職員の数と会計任用職員の数、そこまで分かればちょっと教えてください。

○総務課長（泉 清一郎君）

職員の数、この定員適正化計画で言うと65名なんですけど、ここに派遣職員が2名います。短時間労働職員が3人います。会計年度任用職員については87名います。以上です。

○3番（壽山新太郎議員）

87名。結構多いですね。分かりました。次に、令和3年度からの職員の採用をした数は何名でしょうか。

○総務課長（泉 清一郎君）

すみません。令和3年度から採用した人数ということでしょうか。令和3年度が0なんですけども、令和4年度に3名、これは消防を1人含んでいます。5年度に1名、6年度に4名、6年度も消防が1名含まれています。7年度が1名となっています。

○3番（壽山新太郎議員）

先ほど、その会計任用職員の87名、これ令和2年4月から導入された会計任用職員の制度なんですけど、これ、毎年何名ぐらいを採用してるんですか、会計任用職員は。

○総務課長（泉 清一郎君）

すみません。毎年という数値はですね、ちょっと今継続的に数値を把握はしていないんですが、これ、各課から必要な人数ということで上がってきたところを採用しているんですけど、その極端に前年度と比べて少ないというのはないんですけども、でも、やっぱりいろいろ業務を進めていく上

で、地域おこし協力隊も今現在少しずつ増やしていこうという方向で進んでいますので、人数的にはどんどん増えていっている状況であります。

○3番（壽山新太郎議員）

今回はちょっと会計任用職員制度の件についての質問じゃございませんので、ちょっと今回、人数だけ聞いてですね、また次回の一般質問で確認をしたいと思います。今ですね、職員の募集をかけてると思いますが、一次試験、これは何名受験者がいて、何名合格者があったのか伺います。

○総務課長（泉 清一郎君）

お答えします。一次募集については、1名の方が応募されて、採用が1名となっております。

○3番（壽山新太郎議員）

分かりました。今、一次試験で1名の受験者で1名の合格と。今、2次募集をかけておりますよね。ここ最近、先ほど令和3年度からの採用者数をお聞きしましたが、受験者が少ないと感じております。その原因等について、なんか分析はされておりますか。

○総務課長（泉 清一郎君）

すみません。分析というほどのその細かいところはちょっと、数値的な部分とかというのはちょっと取れていません。数値的なとこ取るというよりは、もう本当に少ない方法しかありませんので、本当にちょっと今深刻な状況にあると思うんですが、これ本当全国的に、宇検村だけじゃなくて小さい自治体、またちょっとこういった宇検村のような都市部から離れている自治体にとってはかなり応募者数が少ないという現状があります。

○3番（壽山新太郎議員）

今ちょっと採用については、一般企業もそうです。今おっしゃったその自治体もですね、かなり人材受入れについては大変な難しいと、厳しいというのは聞いてるところでございますが、今、役場職員を見てみますと、やはり専門職、2階の産業振興課なり建設課、この専門職の方々がですね、少なく、少ないというか足りてないような状況に思いますが、特に建設課なんですけど、事業も多くてですね、大変な業務ですが、事業も多くてですね、業務が回っているかどうか懸念される場面も見られますし、住民の方々からもですね、いろいろ言われることが多いです。ですので、もっと専門の職員をですね、組織力が低下しないように採用を強化する必要があると思いますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○総務課長（泉 清一郎君）

議員が今おっしゃっているとおり、本当に建設課とか産業振興課に応募する職員というのも本当に少ないです。有資格者という括りで募集をかけていますが、なかなかこれはいろいろ県との情報共有した中でも、その県もかなりその募集については厳しいという見解を示しておりました。それから行くと、もう市町村に応募するという方はかなり少ないと考えています。そこを、入る前に基準を設けるのか、入ってから育てるのかというのは、ちょっと今後考えていかないといけないところだと考えています。

○3番（壽山新太郎議員）

県のほうも厳しいということで、本当に厳しくて大変だと思いますけど、この適正化の計画の中でも少数制主義による適正化の推進を確立すると定めているところでございますので、いろいろ採用については大変だと思いますけど、対応方をですね、よろしく願いをします。あと、職員の資質向上の中で、職員研修、答弁の中でもかなり研修等を行っている経緯がございますが、以前もですね、私、1回一般質問で言ったんですけど、コンプライアンス研修及び内部統制にかかる研修等は今後行っていくという答弁だったんですよね、前回の総務課長がですね。今現在、この答弁の中ではコンプラ関係の研修が見られないんですけど、コンプラ関係の研修は怎么样了か。

○総務課長（泉 清一郎君）

昨今の状況で言うと、コンプライアンスも関係するとは思うんですけども、そのハラスメントの研修が、いろいろ各階級に応じて、主査研修とか補佐研修とか、私たち課長研修もそうなんですけども、その職種に応じてハラスメントの研修を中心に研修を行われることが多いです。もう、その直々に応じた研修はその都度行っています。

○3番（壽山新太郎議員）

コンプラ研修もですね、内部統制絡みで非常に大切な研修で、法令遵守のところでございますので、コンプラ研修につきましても、適時ですね、開催していただきたいと思います。

次に、要望に対する各種担当の対応についてでございますが、これ、建設課のほうに事前に関連質問として通告してる案件でございますが、1件、要望事例をですね、1つお願いします。今回の質問の場においてですね、確認を依頼された案件でございますので、この件はだいぶ前から宇検、久志校区の方々のですね、ある団体からの要望案件でございますが、拓洋の天下付近の県道の道路拡張についての要望案件でございますが、これ単刀直入にお聞きしますが、この案件についての進捗状況の説明をお願いします。

○建設課長（辰島伸之介君）

この生勝工区になりますが、県によりますとですね、令和4年度に地権者との協議が凍結した状態で行って、令和5年度にですね、地権者のほうから再協議の申し出がありまして、工事に伴う補償費算定等の要望を受けております。令和6年度の協議において、地権者のほうから事業採択の同意を得ていることから、現在、新規事業箇所として要望を行っております。しかし、県内に新規要望箇所が多数あることから、採択についてはまだ決定しておりませんが、引き続き早期事業化に向けて取り組んでまいりますとの県の回答をいただいております。

○3番（壽山新太郎議員）

今説明されたことをですね、ある団体の方とかその宇検、久志の住民の方から言われたんですよ。私が言いたいのが、今そういう進捗状況の経過説明をですね、ぜひお願いしたいというところで、今回、この一般質問の場で取り扱わせていただきましたので、その対応はどうされますでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

その進捗状況というのも、その場合によって、申し出があればですね、申し上げていきたいというふうに思っております。

○3番（壽山新太郎議員）

やはり要望を出した側も、検討しましたら、今どうなっているのかってやはり不審に思いますので、ぜひですね、親切的な状況、進捗状況の説明方を1つよろしくお願いします。

最後に、集落公民館の整備についてでございますが、答弁で、20万を超える整備については、150万を上限として、その経費の2分の1を村が負担するというところでございますので、この件につきましては、クーラー設置がない公民館がですね。今後、要望書として多数出してくると思いますので、ぜひですね、このクーラー設置がない公民館に対する設置に向けた補助をですね、ぜひお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行議員）

これで、3番、壽山議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。45分を再開とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、肥後議員。

○5番（肥後充浩議員）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして、令和7年12月、第4回の宇検村議会の一般質問を行いたいと思います。その前に、一言所見を申し上げたいと思います。早くも新年を迎える時期に来ておりますが、今年も全国的においては自然災害等が起きました。昨晚も三陸沖で地震が起こっております。また、大分県では大きな災害、函館でも火災が起こっております。多くの方々が被災や犠牲になられました。心からご冥福をお祈り申し上げます。1日も早い復旧復興が行われますようにお祈りいたします。また、世界各地でも自然災害が起きました。心から哀悼の意を表します。今年、本村におきましては、大きな災害等もなく、大過なく過ごされたと思います。また、今年度は国際シンバサミットから毎週大きな行事が連続しました。関係者の皆様には大変なご苦労があったと思います。改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。また、現在もインフルエンザやコロナウイルスなどの感染者も多く見受けられます。村民の皆様においては、予防接種などの利用を行い、手洗いやうがい等の感染予防や対策を十分に行い、交流や様々な行動は注意を払って活動をお願いしたいと思います。安心して安全な日常生活を送りますようお願いいたします。

それでは、一般質問に移りたいと思います。まず、農業振興についてですが、今年度のたんかん選果場の選果手数料補助はどのようになっているのか、お答えください。

2点目に、ふるさと納税返礼品としての、昨年はたんかんは該当しなかったと思っておりますが、今年度のたんかんの返礼品としてのどの程度の量が確保できているのか、教えてください。

3点目に、パッションフルーツについてですが、今年は苗の供給が揃わず、村外からの購入もあったと聞いております。今年の反省をもとに、来年の農家への供給体制はどのようにできているのか、お答えください。

4点目に、施政方針でフルーツブランド化推進事業を行うと言っていたが、その内容はどのようなことなのか。また、進捗状況はどのようになっているのか、教えてください。

次に、観光についてですが、今年度のどんと祭りの集客数は昨年と比べて私は少ないと感じておりますが、その比較はしてないのか。していたらその結果を教えてください。

2点目に、本村の体験型メニューはどのような体験項目で行っているのか、内容を教えてください。

3点目に、観光客に向け、宇検村の魅力をいろいろとアピールしておりますが、夏場の観光メニューはありますが、今、冬場の集客観光メニューとしては何を謳っているのか、お答えください。

4点目に、前の議会でも質問しましたが、6年6月に創設されました特定地域づくり結いワーク宇検村協同組合についてですが、1年が過ぎました。その現状を教えてください。

5点目に、令和3年6月議会において、峰田山公園の見直し計画を行うと回答していただきました。4年経過しておりますが、見直し計画の方針がどのようになっているのか。遊具等や木製歩道等も老朽化しております。お答えをお願いいたします。

次に、行政についてですが、先日、役場において電話回線が不通との状況にあったと聞いております。その状況と原因は何であったのか。また、その対策は今後どのようにするのか、教えてください。

2点目に、施政方針において、各集落の避難所や各集落の公民館へw i - f iを整備すると言っていたが、設置しているのか教えてください。

3点目に、何度もお願いしている赤土山トンネル化の看板設置についてですが、看板の設置が下のほうで設置されてるのは大変喜んでるところです。今、宇検村側の大畑に掲げてある看板には、赤土山バイパスの早期実現をと書いてあります。村執行部においても、我々村議会においても、同じ考えのもとに、赤土山トンネル化の早期実現をということを県や国へ陳情しているところであり、赤土山トンネル化を入れた看板のラッピングは新しくできないのか、お答えください。あとは通告席にて再質問いたします。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまの肥後議員の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えする前に、今日は傍聴に中学生もまた見えています。ありがとうございます。しっかりと議会がどういうのか見ていただければと思います。それでは、肥後議員のご質問にお答えいたします。まず、農業振興についての1点目の、今年度のたんかん選果場、選果手数料補助はどのようになっているのかとのご質問ですが、今年度の補助につきましては、光センサー選果を行った場合の選果手数料、委託共販分について、例年どおり実績に応じた全額を補助する計画としております。併せて、村独自デザイン箱の提供やブランド協力金など、選果工程にかかる4つの補助制度を引き続き実施し、生産者の負担軽減と品質向上の確保に努めているところでございます。来年度以降につきましては、JA果樹部会と協議を行い、選果方法や品質基準、補助単価のあり方など事業全体の見直しを進める予定とし、より持続的で実効性のある補助制度となるよう支援体制を整えていきたいと考えております。

次に、2点目のふるさと納税返礼品としてたんかんの確保はとのご質問ですが、昨年度たんかんを返礼品として対応した量は1,830kgであります。令和7年度は先行受付で1,600kgを返礼品として取り扱っています。令和7年度予定は現段階のものであります。収穫時期になってからさらに増加することも予想されます。

次に、3点目の今年度のパッションの苗木供給体制はどうだったのか。また、来年度に向けての計画はとのご質問ですが、今年度は、パッションフルーツ苗木の確保に向けて、村内の生産者2名による苗木育成体制づくりに取り組んだところであります。しかしながら、今年度初めて本格的に育苗されたことや気象条件等の影響により、当初計画していた数量に満たなかった状況となりました。不足分につきましては、島内の営農センターや苗木生産者から追加購入する形で対応し、農家の皆様への苗木供給に大きな支障が生じないよう努めてまいりました。来年度は、今年度の状況を踏まえ、苗木の確保方法や生産体制をさらに強化できるよう早めの協議を進め、供給の遅れが生じないよう取り組む所存であります。

次に、4点目のフルーツブランド化推進事業の進捗はとのご質問ですが、当事業は、令和7年度より奄美大島5市町村で負担金を出し、島全体でブランド力を高めるための共同事業として実施しております。具体的には、GAP取得の推進、品質、流通段階のPR活動、市場関係者への島全体ブランドの認知向上など、ブランド価値向上に向けた取り組みを進めております。今年度は事業準備年度として、奄美大島の現状把握、各市町村の取り組み状況の整理、重点支援農家リストの作成、関係機関との協議を進めてきたところであります。今後5カ年をかけて段階的に進め、最終的な目標としては、たんかんの鹿児島ブランドの取得を目指す計画であります。

次に、観光についての1点目のどんと祭りの集客数は昨年との比較はとのご質問ですが、正式なカウントはできておりませんが、利用された車から推定した来場者で、昨年度が約4,000人、今年度は5,500人と昨年度を上回る来場者であったと推定されます。

次に、2点目の体験型観光メニューの内容はとのご質問ですが、宇検村でガイドとして活動されている方々のメニューは様々であり、お客様のニーズに合わせて臨機応変に対応しているようです。

自然、文化、海などいくつかのジャンルがありますが、ナイトツアー、集落歩き、SUPやカヌー、Eバイク、塩づくり、箸づくり等多様であります。それぞれのガイドさんが宇検村をフィールドとして、宇検村の資源の魅力を発信しながら活動されている状況であります。

次に、3点目の冬季の集客観光メニューは何なのかとのご質問ですが、村内の動向を見ますと、冬季に限った観光メニューはないと認識しています。アウトドアのメニューは冬季に限らず天候に左右される状況でありますので、ガイドは代替案を持って活動されています。観光客が少ない冬季は、地元の人々の暮らし、静けさ、島の雰囲気やゆったりと味わう個人の来村者が多いと分析しております。

次に、4点目の特定地域づくり事業協同組合結いワーク宇検村協同組合の現状はとのご質問ですが、結いワークの加入組合数は5事業所で、職員が事務局長1名、県外から移住された派遣職員が2名となっています。加入事業者が正職員採用などで働き手が充足し、派遣職員の受入れが困難になり、9月から組合員外派遣として、役場の会計年度職員と同じ勤務状態で11月末まで役場で働いていただきました。12月から年度末にかけて繁忙期を迎える事業所もありますが、仕事内容と職員の体力的な状況がマッチングせず、勤務調整が難しくなっております。地域外からの移住や定住を積極的に施策として行っている中、財政支援等を受けて運営できる地域づくり事業協同組合の仕組みは、移住者への安定的な雇用環境や一定の給与水準が確保されるため積極的に推進してきたところではありますが、運営は低迷しているのが現状であります。結いワーク宇検村協同組合は1つの会社であり、この会社を構成する5つの事業所の今後の対応、要望など協議を重ねながら、来年度以降の体制を慎重に検討してまいります。

次に、5点目の峰田山公園の見直しはどうなったのかとのご質問ですが、令和元年の再整備基本計画は一旦白紙に戻し、峰田山公園については、当面は観光施設作業員による日常的な点検、修繕を行い、保全に努めながら、施設の長寿命化を図りながら現状維持をしていく予定であります。

次に、行政についての1点目の、今回の役場への電話不通の原因は、また、今後の対策はとのご質問ですが、11月3日の夕方から役場庁舎の電話が不通となり、NTTへ原因調査を依頼したところ、電話交換機の電源ユニットの故障が原因であることが判明いたしました。原因特定後、機器の交換を行い、11月5日正午に復旧いたしました。今後の対策についてですが、電話交換機能更新時期でもあることから、NTTより、迅速な保証対応が可能となるシステム構築として、電話交換機のクラウド化の提案を受けています。これは、これまでのように庁舎内に交換機を設置するのではなく、インターネット上のサーバーに設置を置く仕組みで、専門業者による一元管理が可能となります。これにより、今回のような故障による電話不通のリスクは大幅に低減されると考えています。また、クラウド化によりスマートフォンでの電話利用も可能となるため、各課の業務において活用の幅が広がることも期待されます。

次に、2点目の避難所や各集落公民館へのwifi整備はとのご質問ですが、災害時の避難所での情報収集や行政サービスの利便性向上を図るため、村内の各集落施設に16カ所のwifi整備

を行っています。また、昨年度に実施したスマホ教室では、15カ所で延べ101名の参加があり、村民の皆様から大きな関心と好評をいただきました。今後もDXの推進を進める中で、村民の皆様がより豊かなデジタル環境を享受できるよう、引き続き普及と利活用の促進に努めてまいります。

次に、3点目の、赤土山トンネル化の看板のラッピングは新しくしないのかとのご質問ですが、9月定例議会時も申し上げましたが、赤土山バイパスの看板を2基移設予定であり、宇検村側の看板は移設が完了しており、ラッピングについても変更は行っておりません。住用町側については、ラッピングも含め、現在環境省と協議中であります。以上で終わります。

○議長（喜島孝行議員）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩議員）

ありがとうございます。今年のたんかんは例年に比べてどういった形、どういった状況か、その辺は把握していますか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

今年のたんかんの状況は、毎月、あれですね、果実の分析調査というのを行っておりますので、それに伴いまして今年のたんかんの出来につきましては順調に推移をしているところでございます。

○5番（肥後充浩議員）

それとその共販の選果場の補助の手数料は全体的にいくらぐらいになるんですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

お答えします。今年の選果手数料の補助につきまして、例年どおりなのですが、委託と共販についてあるのですが、今の段階で農協のほうに確認をしたところ、まだ金額は決まっておらず、一応、昨年までの選果場の手数料につきましては、1kgあたり56円となっております。

○5番（肥後充浩議員）

56円、今、他の町村においてこの補助をカットしているところがあるんですけども、それは把握していますか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

一応補助しているところが宇検村と大和村になっておりまして、それ以外の市町村がカットをする予定になっております。7年度。

○5番（肥後充浩議員）

ということは、もう他の町村においては補助をやめてるということなんですよ。村としては、向こうのほうの選果場の手数料だけじゃなくて、kg56円で、ここからの運搬料、そういったのまで補充できないかと思っているところなんですよ。その辺はどう考えてますか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

お答えします。運搬の補助につきましては、ある程度取り決めというか、どこまでこう出してい

くかとか、そこらへんのことにつきましては、またすぐすぐと、決めないとまたできないと思いますので、そこはまた協議はしていかないとと思います。

○5番（肥後充浩議員）

というのは、小湊の選果場ができる前は、結局村の選果場で選果してたわけですよね。そこまでは各農家みんな持ってきよったんです。集荷せずに、そこに直接持ち込みという形で選果をしてもらって、共販という形で売ってたんですけども、小湊のほうになってからは、結果的に自分でそこまで、小湊まで持っていかなければいけないという形になってますので、その分の時間、平田のほうから行きますと、結局2時間近く、1時間半ぐらいはかけて、物を持っていかねばいけないという形になります。そうすると、やはり共販的にも小さな農家などは大変だと思うので、その辺の補助も考えてもらえないかというふうに思って選果料の話をしてるんですけど、その辺は全体的に考えたことはないですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

一応、宇検村の選果場のほうにたんかんを持ってきて、そちらのほうからは奄美市の小湊のほうにたんかんを一応運ぶ形でやっているかと思いますが。

○5番（肥後充浩議員）

それにはその手数料、運搬料は結局引かれるわけですよね。運搬料がかかってくるはずですけども、JAのそのほうに引かれて、その品物は、金は入ってくると思うんですけど、その辺は分かってらっしゃらないんですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

そちらに関しましては、ちょっと調べて、また後ほどお答えしたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

どっちにしろ、そこまでを補助の対象にできないかということでは言っていることですので、来年度の令和8年のときにそれが採用できればいいかなと思っているので、今から予算も組むので、その辺をお願いしたいと思っているんですけど。確かに、ここから、宇検から小湊までの輸送費はJAは引いてますので、JAが持って行ってますので、その分の手数料はしっかり取られてるはずですので、そこまで村として補助してくれると大変農家も助かると思います。その辺をもう一度、再考をお願いしたいと思いますけども、村長、どうでしょうか。

○村長（元山公知君）

またこちらでも調べて対応したいと思いますけど、今議員がおっしゃっているとおり、そこで補助で引かれてるのかどうかというのもまたいくら引かれてるのかというのまで、その分をもしかしたら出してる可能性はないか、またいろいろと調べて対応したいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひよろしくをお願いします。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

先ほどの農協の選果場のほうに、宇検村の選果場から小湊のほうの選果場に持っていくのは経費として引かれるような形になっております。また、これにまた併せまして、選果手数料の見直しということもあります。あと、現ブランド確立事業の中でのまた見直し等も一応ありますので、そこも関係しながら、どのような形でこの補助のほうをうまく使っていけるかという形で、この横持ち運賃やらこの選果手数料の件についてもまた協議をして、できる形に持っていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひそれはお願いしたいと思います。サトウキビも、富国まで運ぶ分が、村がちゃんと負担して農家に被害が及ばないようなことをやってもらってますので、ぜひその辺もやることによって、また宇検村ブランドのたんかんがもっとたくさん出てくるんじゃないかと私は思ってます。ぜひその辺はお願いしたいと思います。それと、ふるさと納税の返礼品のたんかんは昨年出たんですね。私は、後で見たら、納税でもう売り切れとか、ありません、その辺を見たもんですから、なかったと思ってたんですけども、これは一応、どこでこの量を把握するのか、その辺はいつぐらいで、どこで1tとか2tとか、そういったのを販売してるのか、その辺を教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

たんかんなんですけれども、先行予約として6月ぐらいから受付を行っております。令和6年度は登録事業所が2業者、令和7年度は6事業所が登録しております。その事業所によって、農家さんによって、5kg単価を10箱出す、20箱出すという、そういう申請があるので、それに伴って寄付を集めているという部分になります。そこに足したあとはもう受付がストップしてなるんですけれども、当初登録したその時点以降に、思いのほか豊作であったりとか、そういう部分がありましたら、再度追加でふるさと納税の受付を行っているという段階ですけれども、現時点では、今、令和7年度は、約1,600kgのたんかんの受付を6事業所でやっているという形になります。そのうちの2業者は、もうふるさと納税がもう満杯になってストップしているという段階が現時点の状況です。

○5番（肥後充浩議員）

どこのその納税のほうを見ても、なかなかたんかんは売れ行きが良くて宇検村でもやっぱり1,600kgというちょっと少ないかなと思ってるんですけども、6業者のほかにやっぱり私もというような業者は今のところいないんですか。その辺のPR的なものはやってないんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

現在、ふるさと納税の担当、そして産業振興課の納税担当の方と一緒に、各事業所、農家さんにふるさと納税として返礼品を出しませんかというお声掛けは行っているところです。その実績として、去年よりも事業所が増えたというのが6事業所になっているんですけれども、1箱でも2箱でも、ご自分の農家で作ったそのたんかんを、宇検村産の自然でできたこのたんかんということで、登録者数が増えるようにまた今後も尽力していければと思っています。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひ庁内でやはり連携を持って進めてもらいたいと思います。次に、パッションのことなんですけども、今年はやはり足りなかったですよ。全体で何千本だったんですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

今年の本数につきましては1,415本となっております。

○5番（肥後充浩議員）

これで、路地とハウスとみんな合わせて1,415本ですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

路地とハウス含めて1,415本となっております。

○5番（肥後充浩議員）

来年度はいくらを予定しているところですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

来年度も同じ、今年の本数より増やした形で、またいろいろと農家の皆様の対応にすぐ応えられるような形で、苗の確保はちょっと多めに行って農家のほうに配布できるような形の調整をしていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩議員）

答弁にありました2名による苗木育成ということを知ったんですけども、この2名で結局今年度はできなかったわけですよ。だから、これをどうするかと思ったんですけども、この2名はそのまま来年も同じ数をやはり作るということですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

一応その村内のほうで苗木のほうは供給をしたいと一応考えております。して、なおかつ足りない、どうしても足りないという部分がまた発生すると思いますので、そこは勘案しながら量のほうは確保して、全体数量を、一応この分あるということ踏まえた上で、苗のほうの生産と、また外部のほうに苗のほうを注文して取るような形でしたいと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

それがうまくいなくて今年の状況になったと思うので、やはり1,500、1,600は100から200ぐらいの多めな生産を各生産する方をお願いして、今年も予算化しとったほうがいいんじゃないですか。でないと、今年みたいに、最終的に、聞いたら、小さくて育てない、どうも自分の中のところに回ってきたとかいうような話が出てきますので、その辺はしっかりと、結局、路地とハウスでは1カ月ぐらい植え付けが違いますので、最初からあなたがハウス用、それから路地をとということも確定して、その方々に生産させたらどうですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

議員がおっしゃるとおり、またそちらのほうについても、やはりハウスと路地とやっぱりその植え付け時期が変わってくるのもあったりするものですので、やはりそこはしっかりとまた配布の時期とかそこら辺はまた来年度しっかりと考えてまた対応して、また苗木の確保につきましては予算

確保をしっかりしてまたいきたい。また、それと併せて、また村内の、苗木を作れる方というのも生産できるように、講習会等でまた技術指導を行って広げていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひそうお願いしたいと思います。それと、今電照でやっているところが生勝で、ハウスが1戸あるんですけども、本当にすごい高値がついてます。1,000kgキロで1,500~1,600円したりもしてますので、その辺をまた農家の収入のためにもなんか普及させていくような方向性はないですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

電照パッションのほうがあります。またいろいろとその農家の皆さんに意見を聞きながら、そこら辺のやっぱり設備投資やら費用等がどれだけかかって、どの分でこう収益が出るかというのをまた話しながら、そこらへんを待ちながら進めていって、そこら辺をうまくできるように、また要望があれば対応をまたしていきたいと思います。指導のほうをしていきたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

逆にですね、農家から来るのを待っているんじゃないで、ハウスパイプとかそういったものの補助がありますよね。そういったのが利用されてないと私は思ってます。ですので、その分の補助金のお金というのも浮いてきたりもしてますので、そういったことを踏まえながら、農家にこんなことでどれぐらいの補助があって、皆さんも電照のほうやってまみませんかということを進めていかないと、宇検村では、電照のパッションというのはなかなか普及しないと思うんですけども、その辺でそういった取り組みをするようなことはないですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

先ほども話したように、一応、基本的にはその農家の方の考え方をまた尊重しながら、またそこで、こういうことで電照パッションがありますよと、またそういう話も進めていきながら、どちらがいいかという形で今後また話をしていきたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

やはりぜひ進めてもらわないと、これは絶対普及はしていかないとしますので、ぜひその辺は巡回指導しながら、各農家をまわってぜひ進めてもらえるようにお願いします。それと、フルーツブランド化なんですけども、これは推進を決めるということでは言ってましたよね、確か。その方は決まっているんですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

推進員の方が1名いまして、その方が宇検村のほうに巡回やら各講習会等を行ったりとかして、いろいろ協力をして現在取り組んでおるところであります。今年は1年目ですので、いろいろ状況の把握やら、そこら辺の農家のことを聞いたり、また状況の把握をするような形で取り組んでいるところがございます。

○5番（肥後充浩議員）

その方はここで公にしていいのかわかりませんが、名前はどこから来てる方で、経歴はどう

いうふうになってますか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

その方は、12月ですね、初め、12月3日だったんですが、鹿児島大学の岩井先生を招いてパッションフルーツ及びその亜熱帯果樹の説明会を宇検村の、あれですね、元気の出る館のほうで開催したところであったんですが、その時も熊本修さんですね、が来られて、一緒に、その果樹の専門の知識が豊富にありますので、そちらのほうで話をいろいろさせていただきました。

○5番（肥後充浩議員）

その方が結局営農指導員として宇検村が推薦されている、指定された方なんですね。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

これはですね、村長が答弁したとおり、5つの市町村のほうで話をしまして、各市町村で負担金を出します。そして、その中で、出したことで5カ年の一応計画、最終的にはあれですね、鹿児島ブランドのたんかんのその取り組みにつなげるというのが最終目的となっておりますので、それまでの間に推進のほうが生じまして、その方が農家に指導をしていただいたりとか、選果場の利用促進や、また消費地へのPR活動、ましてやまた先ほど話ありましたGAP認証やらという形で、様々なことをやりながら、最終的にそのブランドの確立のほうに向けた取り組みをするというのが、このフルーツブランドの事業となっております。

○5番（肥後充浩議員）

それは、これの設立のときでそういう話や説明を受けましたので、私が聞いているのは、結果的にこの熊本さんがこの推進なのかどうかということを知りたいわけなんです。

○村長（元山公知君）

この事業を進めるときに、奄美市のほうから推薦と提案がありまして、奄美市はこれを事業をするので、農家の補助もやめて、ここに移すというふうな考えということでありまして、奄美から、この、ずっとそういうふうに島の例えばフルーツとかそういうのにも携わってきたこの方を推進員として、この奄美大島本島の推進員として、全体の推進員としてですね、推薦したいということで、負担金もお願いできないかということで提案ありましたので、じゃあ、そういう方でしたら大丈夫でしょう。ですけど、条件として、今まで、その奄美市が推薦するんですけど、宇検村の村民、農家に対してのサービスが落ちたら困りますよというような条件でしてるので、先日もまた宇検村にも来ていただいて、いろいろ農家に指導等をまたしていただいている現状でありまして、ですから、先ほどのまた話なんですけど、ほかのところは、なくなっていくというのは、多分この事業にそれを補助移行したと。宇検と大和に関してはまだ補助制度は残しておこうということで、でも負担金はまた発生はしてるってことなんですという現状であります。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

推進のほうは熊本さんで、宇検村だけの推進員ではなくて、奄美大島本島内の推進員を賄う形になります。

○5番（肥後充浩議員）

ですので、私は、その方がここに来て指導したり、今回はその最初の状況ですので、現状把握、宇検村のその農地がどれだけあって、ブランド品になるようなものが、作物がどれだけ作られてるかとか、そういった把握をしなければいけないと思っておりますので、その方がここに結果的に来ないとそういったの把握はできてないと思うので、その辺は、今回はそのパッションの説明会とかそういったのをしてもらったんですけども、やはり巡回的に、月に1回でも2カ月に一遍でもいいですので、来てそういったことができてるのかどうかというのが、お金を出してる以上は、その辺はどうなってますか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

推進員につきましては、月に1回程度は宇検村のほうに回られて、その農協の営農指導員の方と回ってきております。それ以外に講習会等と、また、先ほど言いましたあれですかね、6回を宇検村に来ているという形になっておりますので、そこで随時、宇検村のほうにはその推進員の方は来ております。

○5番（肥後充浩議員）

これを立ち上げた時に、各農家の技術レベル、面積、経営状況等に応じた指導プランの作成と、営農指導ということを謳ってますので、その辺はやはりしっかりと営農指導等をしてほしいなと思ってる話で、やはり今でもその産業振興課の営農指導の顔が見えないということが農家には多く聞こえますので、この方も一緒になって、ぜひもっと緻密な巡回をして、指導をしてほしいと思って今こうやって質問してる所なんですけども、その辺、もう一度考えてもらえますか。でないと、役場で打ち合わせしないと、5カ年間の計画、そういったのもできないと思うので、やはり役場と打ち合わせたときに、その今後の経営指導とかそういったのを宇検村の推進重点項目の5品目もありますので、その辺もしっかりと踏まえながら、その方にも分かってもらって計画を立てないといけないと思うんですけども、その辺どうですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

このフルーツブランドのほうであるんですが、基本的に全農家というわけではないのは確かです。その中で、重点的な農家という方の名簿リストがありまして、それに基づいて、先ほどのその営農指導とか今後のその面積拡大とか、そこら辺の対応、またいろいろやっていくような形でまたブランドに向けて取り組んでいくような形になっておりますので、村としても、またあれですね、指導方、またJAさんとまたその推進員とまた一緒に、鹿児島県のほうとも連携をしながらこう取り組んで、またいろいろ指導はまた進めていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それと、5年の12月に私はちよつと質問した中で、5品目ありますよね。宇検村の重点品目、マンゴー、カボチャ、サトウキビ、パッション、たんかん。そのときに、それぞれの面積分かってますかって言ったら、面積分かってなかったわけですよ。そ

れから2年経って、現在、それぐらいの把握はできてるのか、面積、各。その辺はどうですか、

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

面積のほうにつきましては、あれですね、毎年栽培の状況のその販売額やらそこら辺を出している数値がありますので、それを基づいて、報告はできますけど。

○5番（肥後充浩議員）

そのときにそういった話が出てなかったんですけども、いいでしょう。ぜひ、それは後でよろしいですので、5品目を面積、それに金額をお願いしたいと思います。というのは、やはりその重点品目として5品目を挙げてるわけですから、産業振興課としても、拡大したり、それを、その品質を上げたりするのも、やっぱりそういったものの目標がないとできてこないと思うんですけども、各5品目に対して面積をどれぐらいの必要だと思って推薦重点項目にあげてるのか、その辺は今日は課長がいないので分からないかと思うんですけど、その辺はどう思ってますか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

一応、目標面積と言いますか、各個人ごとの今地域計画とかいろいろ計画をする段階の中で、面積を規模拡大とかそうしたい人とか、いろいろまたあったりするかと思うんですよ。その中で、面積が規模拡大をする農家の方とか、そういうのをまた見ながら、その目標面積が、じゃあ宇検村の目標面積はこれぐらいになるだろうとか、そこら辺にまたつながっていくような形で面積のほうはカウントすることはできるんじゃないかなと思います。

○5番（肥後充浩議員）

今1度、なんでこの5品目を宇検村の重点品目にしたのか、なぜなのかということをもう一度考え直して、そして、それぞれの面積が今縮小してる部分もあります。カボチャとかも本当思っきりやっている人も少ないし、出荷量も少ないはずですので、その辺はなぜそういうことを最初に決めたのか、5品目に挙げたときにその辺をもう一度振り返って、じゃあ我々はこの人たちを助けるためにはどれぐらいの目標のほうがいいんだとか、そういったのをもう一度見直して、我々にも提示してくださいようお願いしたいと思います。それは約束できますか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

いろいろと品目のやつで、この流れ、時代の流れで変わっていく部分とかあると思います。そこはまたいろいろと課の中でまたちょっとまた話をしまして、どういう形にこう持っていくのか、その重点5品目がどういう形にこう進んでいったほうがいいのか。それともまたどういう形に、減っていったりする部分もあるので、じゃあ次の新しいやつを挙げる形にするとか、そこら辺はまたちょっと今後話をしていく中でちょっとまた決めていきたいと思います。

○5番（肥後充浩議員）

ちょうどこのブランドがフルーツブランドということであってますので、ちょうどいい機会じゃないかと思って私が言っているところです。ですので、ぜひ課内でも話し合っ、なんでこれを重点品目に挙げてるのかということ自体を掘り返しながら、ぜひ今後のその農政の道を進んでくだ

さい。よろしく願います。それと、どんと祭りですけど、今年のほうが多かったんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この数値は実行委員の元である商工会のほうからいただいている数値なんですけれども、全体の循環の中で把握している数値ということで報告を受けております。会場のみならず、須古の方面から田検の奥まで、全体の来場者数ということで報告を受けております。

○5番（肥後充浩議員）

その屋台のその辺を見る限りは、去年のほうが多かったかなと私は感じたもんですから、そう思ってます。それと、もう11月のその時期はもうこれで決定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

実行委員会のほうで、11月の秋祭りでやっていこうということで話し合いは行われております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひ今年はちょっと寒かったですけども、この日を決定したらしたで続けてほしいと思います。それによって、みんなそれに予定を合わせてきますので、もう揺るがないような形の開催日をぜひお願いしたいと思います。よろしいですか、村長。

○村長（元山公知君）

どんと祭りの以前、新しく村民の喜ぶような、また関係者が喜ぶようなということで、見直しの中でこの日程にまず変えて、この日程がまだあまり良くなければ違う日程にやっぱりしなきゃいけないのかというんですけど、やはりこの日程というのは結構好評ですので、しっかりとここはちゃんと、ここが好評なうちはしっかりとこれを続けていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩議員）

ありがとうございます。ぜひ、他の町村もやってないときに一番いいんじゃないかと思っております。ぜひそのようにお願いしたいと思います。次に、体験型メニューですけども、これは公社設立したときの、私はちょっとこういうあれで、答えじゃなくて、これとこれを組み合わせて、こんな、公社が旅行を計画しながらやっていく体験型メニューはないのかって思って聞いたんですけども、それぞれのバラバラのそのSUP、カヌー、バイク、塩作り、これはみんなやっていることを挙げてもらっているんですけども、これとこれを合体させてこうしたというのはないんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

個人のガイドが売り出すときには単発のやつです。それを組み合わせて、宿泊を伴ってという部分では旅行会社でないと販売できないので、そういう組み合わせのパターンのときには旅行会社のほうが販売しております。

○5番（肥後充浩議員）

それはどんな形があるんですかと思って聞いたんですよ。

○企画観光課長（辰島月美君）

体験と文化関係と宿泊と食事とという、その言えば観光のパックのような、そういう形の売り

出し方をしております。

○5番（肥後充浩議員）

分かりました。今後もやっぱりメニューは多いほうがいいですので、ぜひ発掘しながらメニューづくりをお願いしたいと思います。それと、冬季の集客で、ないということで意見をもらったんですけど、ホエールウォッチングとかそういったのも今の時期はやってますので、それに対する私もちょっと知識がないので、どんな船がそれに対応できるのかというのはちょっと把握してないんですけども、そういったのや、援農体験、結局、農業を援助しながら体験をして宿泊させるというの、たんかんの時期が今から来ますので、そういったのも噛み合わせながらそのメニューができないのかと思っているんですけど、その辺どうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ないって申し上げたのは、冬季限定のこういうツアーを組んでいますという売り出し方をまだしていないという意味合いでした。そういう提案を求められたときには、体験農業、たんかんであったりとか、海でも奄美大島はまだ暖かいので、その中でもSUPとか体験もできますし、求められたときの提案というのは、湯湾岳も含めていろいろ持ち合わせているところです。今後は旅行会社がありますので、いろんな組み合わせの中で、ツアーという部分で販売ができるような、そういう取り組みも発展的に行っていければなというふうに思っております。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひ冬場も宇検村に来たらこんなことができるというのを発掘して小湊あの辺からも瀬戸内からもホエールウォッチングは出てますので、ぜひ宇検村でもそのリース、船舶のリースをしながらでもいいと思いますので、その辺はまた考えて、集客のためにもぜひ知恵を絞ってお願いしたいと思います。

次に特定地域づくりなんですけど、これは運営は低迷してるということで聞いてます。ここでも答えもらってますけども、今後はやっぱりどうしたいと思っているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

村とすれば、この結いワークのその事業所の理事会、その加盟している事業所の意向をきちんと汲み取ってサポートしていくという方向で行政の中ではまとまっているところです。その事業所というところが、今までは人手不足ということで、繁忙期には人が欲しいですので、そういう協同組合的な仕組みというのが理想的ではないかというのでスタートはしたんですけども、今、皆さんもご存じのとおり、外国人労働の方でかなり事業所が充実しているということで、派遣を加入している事業所が派遣を求めているという事態が発生しております。そうすると、採用した職員の派遣先がないという、そういう不具合が出ておまして、宇検村としての雇用のあり方、そして移住、定住の人たちの紹介するその職場のあり方という部分を再度宇検村なりの働き方は派遣がいいのか、もしくはもう正職として一事業所に固定的に働くのがいいかという、そこもしっかりと見極める段階に来ていると思います。この協同組合というちょっと特殊な働き方ですので、求める事

業所のその意向を聞きながら、村としてサポートをしっかりとできるような取り組みを、民間の事業所の支援というところは、怠らないように、支援できていくように努力していければと思っています。

○5番（肥後充浩議員）

これも相手があることですが、しかし、その5業者以外にやはり簡単に宇検村ならではのやり方みたいなことができるような方法はないかなと思っているんですけども、その辺をまた考えて、例えば、農家が今年はちょっとたんかんを収穫を手伝ってくれとか、急に怪我してできなかったとか、そういったところにも派遣できるような感じを、感覚が宇検村ならでは、できないのかということ考えてたもんですから、その辺をまた考えながら、潰すのはいつでも潰せると思うんですけども、また立ち上げるのも大変ですので、その辺はもう一度再考をお願いしたいと思っています。

それと、そのWi-Fi等はありがとうございます。私もまだ確認はしてないんですけども、確認をしてまた使用をしたいと思っていますので、ありがとうございました。

それと、役場が不通になったのに対しては、本当に1番これ困りますので、災害等やいろんなことが起きた場合に。ですので、ぜひその辺は皆さんももう1度再考されて、少々お金がかかっても役場に対しての不通がないことが最低条件ですので、ぜひお願いしたいと思います。峰田山については、ある程度運動公園が宝くじ助成で1億円をもらえましたので、そういったのも考えて、そういったことも要望しながらあの辺の施設整備等はできないんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

峰田山公園につきましては、答弁のあったとおり、しばらくは現状維持という部分で、ツツジの開花に合わせた、そういう自然を生かした観光公園という形で取り組んでいく方向に今なっております。公園も優先順位をいろいろ事業全ての優先順位ですれば運動公園近辺の、その運動公園の整備という部分が今話に出て協議が行われていますので、そういう進捗も加味しながら、峰田山公園の公園についても今後しっかりとその位置付けというのを決定できるように努力していければと思っています。

○5番（肥後充浩議員）

ぜひそういったふうに、唯一の外で遊べる公園ですので、集客のためにもぜひお願いしたいと思います。最後に、ラッピングなんですけども、これは下も上も、大畑のところも住用川も、両方ともやはり中にトンネル化ってなってないから、ぜひその辺はあのトンネル化ということを入れて、トンネルを通そうというような力強いような文章でお願いしたいんですけど、その辺村長どうですか。

○村長（元山公知君）

以前も答弁しましたように、長年、赤土山のバイパス改良とかいろいろな中で、今回飛んでるって出てきたんですが、やはり長年ずっと先輩方がずっと思いでつなげてきたよということ、私は

看板でまた皆さんにまず知らせてということの思いがあったので、今、ラッピングとか変更しないというので、住用がちょっと、やはりちょっと環境省の関係で少し変更しなきゃいけないんですけど、もしそのタイミングで、なんかこう大幅な変更が必要であれば、いろいろとまた考えていきたいと思ってます。まずはちょっと、先輩方の思いをちょっとつなげていくために、ちょっとあのままで少しはおきたいと考えてるのが、現状です。

○5番（肥後充浩議員）

その気持ちも分かるんですけども、やはり我々が国や県に対して要望してるのはトンネル化、トンネルという文字が入ってますので、ぜひその辺はもう一度考慮をなされて、少々金がかかっても我々はそれを望みますので、ぜひそれをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（喜島孝行議員）

これで5番、肥後議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時10分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まずは、午前中の肥後議員の質問に対して、産業振興課より返答がありますので、すみません。お願いします。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

肥後議員のほうの質問のほうで、湯湾の選果場のほうより、名瀬の小湊の場所までの輸送の経費につきましても、1kgあたり10円という形でありましたので、報告をいたします。それと、もう1点、宇検村の栽培面積と販売金額について、それぞれお答えしたいと思います。

まず初めに、タンカンのほうが、面積のほうで16haとなっております。販売金額が502万9,000円となっております。マンゴーのほうが、面積が3haで、販売金額のほうで3,759万6,000円となっております。パッションフルーツのほうで3haで、879万1,000円となっております。サトウキビのほうで12haです。すみません。これ書いていないです。すみません。また、サトウキビのほう、また、報告をさせていただきます。カボチャのほうで1haで210万円となっております。すみません。サトウキビのほうにつきましても、また、後ほどまた、報告させていただきます。すみません。失礼します。

○議長（喜島孝行議員）

一般質問に移ります。4番、海原議員。

○4番（海原隆家議員）

会場の皆さん、こんにちは。令和7年第4回宇検村議会定例会質問の前に一言、所見を述べたいと思います。

去る10月25日、村体育館を会場に、国際サシバサミット2025in奄美大島宇検村が、村民はもとより、国内・海外から多数の関係者が参加し、開催されました。私たち小さな自治体ではありますが、宇検村からはばたく小さな交流の輪が、奄美群島の未来、ひいては世界自然環境保全の一翼を担えればと思います。本サミットの開催にご尽力されました、全ての関係者の皆様に御礼を申し上げたいと思います。お疲れ様でした。また、私たち宇検村におきましては、多様な生物の生活に適した豊かな自然を持っています。この豊かな自然を未来へ継承していくという責任を持ち、次世代へと長く引き継いでいかなければという思いになりました。私たちの日常を見てみますと、早いものでカレンダーも12月となり、今年も残すところあと僅かとなりました。今、全国的にインフルエンザが流行しており、報道機関等などにより注意報が出されています。村民の皆様方におかれましては、新しい年を元気に迎えられるよう、体調に注意してお過ごしください。

それでは通告に従い、一般質問のほうに移ります。

まず、国際サシバサミット評価について伺いたいと思います。三つ程、伺いたいと思います。

まず一つ目、国際サミットともあり、村内外から多くの来場者数だったと見受けられますが、開催にあたり、意義は伝わったとお思いか。資料を見ますと、日本以外10カ国で越冬・繁殖活動を行っていると紹介されていますが、サシバの保護は越冬・繁殖地の日本だけでなく、中継地等を含めた各国、各地域の多様な連携が必要とありますが、参加の呼びかけに各国、各地域の反応はどうか、伺います。

次に、二つ目ですが、10月開催でまだまだ気温が高い中での開催でしたが、来場に対して熱中症等予防対策ができていたか伺いたいと思います。午前中は良い天気恵まれたんですが、午後からは会場内が蒸し暑く、退席者が多く、我々の前に扇風機がありましたので、スタッフに回すようお願いすると、聞こえないということでした。暑さ対策など想定し、準備できなかったのか伺います。

次に、三つ目、サシバサミット参加国以外での保護活動や注目度について伺いたいと思います。また、村としての保護活動を国内外にどうアピールして続けていく計画か伺います。参加国以外では保護活動や注目度には関心が低いように感じていますが、その点はどうかとお伺いします。

次に村道湯湾大榎、船越線について伺います。湯湾大榎線の法面崩落調査後の工事計画について伺いたいと思います。前回の議会でも質問しましたが、崩落箇所上部に数mの段差があり、ボーリング調査の結果、軟弱な地層が見つかり、その上を滑るように法面が崩壊したという当局の答弁でしたが、その結果を踏まえて、今後のスケジュールはどのように進んでいるのか。村道ですが、多額の予算が必要であることは承知していますが、県主体で進む工事だとは思いますが、強く要望をお願いしたいと思います。

次に、村道船越線の工事進捗状況について伺いたいと思います。この問題も前回同様、議会で質問していますが、工事終了が令和8年3月27日となっていますが、それ以降は車の通行が可能なのか伺います。

次に、陸上競技場についてお伺いしたいと思います。再整備された陸上競技場だが、トイレ改修については協議されなかったのか。この問題は今回の議会報告会で、村民からの要望等での意見がありまして、村当局の回答では、随時、トイレの洋式化を進めていますが、利用者が選択できるよう、ある程度の和式トイレも残しておく必要があると考えているという回答をいただいています。トイレの完成は昭和50年だそうですが、築40年以上経過していることになります。新しく改修する時期にきているのではないかと考えております。

次に、ソテツカイガラムシ対策について伺います。村内各所にてソテツカイガラムシの被害が拡大しているが、対策はどうするのか。この問題も、今回の議会報告で村民からの要望等が出た問題でございます。村の回答では、村の公共施設に植えてあるソテツについては、各施設の管理者が中心となって、薬剤の散布や被害葉の事後対策を行っていますということです。民有地のソテツについては、各集落を通じて希望を確認し、希望のあった集落区長に薬剤を提供することで、自主的な管理による防除を促進しています。また、鹿児島県では毎年市町村の担当者を集めて、防除対策会議等を開催しているということです。本村もこれに参加しているということです。この会議を通じて、被害状況や防除法に関する情報共有と、連絡伝達体制の強化を図っていますという答えでございました。

次に、どんと祭りについてですが、同僚議員より質問がありましたので、私にも村民の参加が少ないように見えたが、村民参加型の催しなど検討はできないかという質問でございます。

これで、私の質問を終わります。

あとは、再質問席にて質問させていただきます。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまの海原議員の質問に対して答弁を求めます。元山村長。

○村長（元山公知君）

皆様、こんにちは。それでは、海原議員のご質問にお答えいたします。

まず、国際サシバサミットについての、1点目の国際サミットともあり、村内外から多くの来場者だったと見受けられるが、開催にあたり、意義は伝わったと思うか伺うとのご質問ですが、開催初日は約900名、2日間延べ人数約1,300名の方にご来場いただき、大盛況のうちに終了いたしました。自然環境の健全性を示す象徴的な存在であるサシバの保全に向けて、国境を越え国際的に開催したこと、そして、宇検村で開催されたことには大きな意義があると考えます。奄美大島は世界自然遺産にも登録され、生態系の豊かさが国際的にも注目されている地域です。サミット開催は宇検村の自然が世界の保全ネットワークの一部であることを示す機会となりました。また、住民がサシバ＝日常の鳥から、世界をつなぐ生き物と、その価値を再認識したと思っております。国際サシバサミット開催のその意義は、関係者と地域にしっかりと伝わったと認識しており、今後も環境学習などを通して、その意義を次世代へと永く引き継いでいくよう努めてまいります。

次に、2点目の10月開催でまだまだ気温が高い中での開催だったが、来場者に対し熱中症等防止対

策ができなかったのか伺うとのご質問ですが、開催の準備を進めるうえで、暑さを想定した対策を行ってまいりました。給水ポイントとして場内で無償の飲み物を提供、場外には自動販売機の設置やキッチンカーなどの飲食販売の提供もありました。また、終日対応を行うスタッフも全職員に近い人数で対応しており、休憩が取れる体制づくりを行いました。救護体制として医師と看護師が2日間会場に待機、冷却剤、AED等救急に対応できる体制づくりに努めました。サミット参加者は基本、会場への出入りは自由であったため、本人の判断で休憩したり外に出たり、調整されていたように思われます。

次に、3点目のサシバサミット参加国以外での保護活動や注目度について伺う。また、村としての保護活動を国内外にどうアピールしていく計画か伺うとのご質問ですが、国際サシバサミットは専門的で学術的な分野が多いですが、今回、地元の小学生から高校生まで幅広い年齢層の住民が関わったことで、地域全体で自然と人との共生のあり方や、未来の自然環境について考えていく良い機会になったと捉えております。今後も、学校との連携による環境学習や、観光体験メニューと連動させた外部への発信、学術的研究への協力支援、そして、国際サシバサミットの加盟自治体の一員として継続して活動を行い、この保護活動が国内外に認識され、さらに、ネットワークが広がるよう、自治体間交流なども積極的に行ってまいります。

次に、村道湯湾大柵線、船越線についての1点目の湯湾大柵線の法面崩落調査後の工事計画について伺うとのご質問ですが、村道湯湾大柵線は令和5年6月の梅雨前線豪雨により被災いたしました。現地調査の結果、地滑り災害の恐れがあったため、観測調査を実施してきたところであります。現在、国土交通省との工法の事前協議が完了しており、詳細設計を実施しております。詳細設計完了後、今年度中に災害査定を受検する予定となっております。災害査定完了後に工事費及び工法が確定することから、災害査定完了後に工事発注の計画となっております。

次に、2点目の村道船越線の工事進捗状況について伺うとのご質問ですが、村道宇検船越線は平成27年度より、幅員狭小、線形不良区間の解消のため、社会資本整備総合交付金事業にて実施しております。計画延長は1,679m、令和6年度末時点での進捗率は31%で、延長524mを改良・供用済みでございます。令和7年度は舗装を80m、法面の一部改良を100m計画しております。また、災害復旧事業については、延長が97mで、11月末の進捗は48%となっており、現段階においてどちらの工事も令和8年3月までの契約期間となっております。

次に、陸上競技場についての再整備された陸上競技場だが、トイレの改修について協議されなかったのかとのご質問ですが、昨年度の陸上競技場、タータンの再整備についての検討協議は行いましたが、管理棟のトイレ改修の協議は行っておりません。去る6月議会でも、公共施設のトイレの整備計画についての質問がありましたが、その公共施設に陸上競技場管理棟のトイレも入っております。6月議会で答弁をしましており、今後、優先順位をつけて、公共施設トイレの洋式化を進めていきたいと考えております。

次に、ソテツカイガラムシ対策についての村内各所にてソテツカイガラムシの被害が拡大してい

るが、対策を伺うとのご質問ですが、本村におきましても、ソテツカイガラムシによる被害が村内各所にて確認されており、幹や葉が白く覆われ、枯損が進む個体も見られるなど、被害が徐々に拡大している状況であり、奄美群島でも同様の被害が報告されております。鹿児島県が中心となつて、複数の薬剤による防除効果や、周辺環境への影響について実証試験を進めているところであります。本村としても、区長会等にて説明を行い、県や関係機関からの助言を受けながら、葉の切除や薬剤散布の施行などの対応を行っているところでありますが、現時点では十分な効果は確認できておらず、引き続き、関係機関と情報を共有し、対策を行っていきたいと考えているところであります。

次に、どんと祭りについての村民の参加が少ないように見えたが、村民参加型の催し物等の検討はできないかとのご質問ですが、8月開催の祭りから11月の秋祭りへと変更したことにより、暑さ、熱中症リスクが大幅に減り、野外イベントが行いやすく、乳幼児や高齢者も参加しやすい状況になっていると思っております。今年は約5,500人が来場され、去年の4,000人からの増加は、他の地域の祭りとは被らないための、地域外からの来訪者が増えたためと分析しております。ご指摘の村民参加については、貸し切りバスを宇検方面と屋鈍方面、それぞれに2往復運行し、移動手段を確保しております。また、今年はオープニングを久志校区子ども会、湯湾生活館、三味線島唄教室に飾っていただき、その後も保育園児の発表や村民カラオケ大会など、村民参加型を意識した催しを開催いたしました。プログラムの構成は実行委員会で決定しているため、要望やご意見などを反映させながら、宇検村らしいどんと祭りに向けて、商工会と連携して来年度も取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（喜島孝行議員）

再質問はありますか。

○4番（海原隆家議員）

1番の質問ですけれども、最初に、各代表者の説明等がありましたが、内容的に専門的な用語が多く、また、横文字等も多くですね、会場の皆、理解しがたかったかと思うんですが、もっとほかに、会場のみなを引き付けるような説明の仕方を、そういう方法はなかったのか伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

この国際サシバサミットは、宇検村大会で第5回目を迎えることになりました。この5回目を振り返って、第1回目から4回目、国際サシバサミットということで、かなり専門的な分野の方が多い、研究者が多いということで、そういう部分をもう少し柔らかい雰囲気をとということで、小学生とか中学生の発表、そして、高校生の通訳なども協力をいただきながら、場をなごませたり、分かりやすく伝える手段をいろいろ検討して開催したところなんですけれども、どうしても専門分野ということで分かりにくかった部分もあったかと思えます。そういう反省も踏まえながら、今回は初めての国際サシバサミットということで大きな大会を行ったので、これからも村民を動員しながら皆さんに伝える手段というのをいかに分かりやすくするか、そういう視点も大切にしながら、イベント

などを取り行っていきたいと思います。

○4番（海原隆家議員）

専門的な催しですので、そういう説明もやむを得ないと思います。

次に、余興の部ですが、芦検稲すり踊り、高校生による演奏、パフォーマンス、子供たちによる発表等、田検中学校、阿室中学校、龍郷小学校、崎原中学校と、大変楽しく見させてもらいました。こういう余興的なことをもう少し増やすようなことは検討できないでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

こういう大きなイベントを宇検村でする、奄美大島でするということは、この大会から地域振興、そして、島おこしにつなげていかないといけないというのは重々分かっています。そういう中では、宇検村の伝統文化というところを発信できる良い機会だったと捉えております。もう少し日本的な、奄美大島らしいという、そういうご意見も踏まえながら、今後、検討させていただきたいと思います。

○4番（海原隆家議員）

分かりました。次の開催地では、今回より一国でも多くの国が参加するように、呼びかけに取り組んでいただきたいと思います。

次に、10月開催でまだまだ気温が高い中、熱中症対策はできていなかったかという質問に対し、十分対策をとっていたようですが、こっちから飲みに行かなきゃいけないというような、システムをとっているんですけども、人数は多いんでしょうけど、途中で見計らってお茶とか水とかペットボトルを、冷たいペットボトルを配るような配慮とか、人数が多いんでなかなか難しいんだろうとは思いますが、なかなか席を立つのもできないような方もいると思うので、そういうことはできなかったか伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

10月ということで、まだまだ奄美大島は暑いということを前提に、いろいろ準備を進めさせていただいておりました。最近のご自分でマイボトルを持って参加される方もかなり増えてきたと思います。環境省の協力をいただいているこの国際サシバサミットですので、できるだけペットボトルを減らそうであったりとか、捨てるストローであったり、そういうのも極力抑えながら、環境に優しい、そういうイベントを進めようということも一緒に取り組んで来たところです。ですので、なかなかサービスが及ばない部分もあったんですけども、今後は、ご自分でそういう対策をできるような協力を促すということも、一緒に並行的に行いながら、環境に優しいイベントであったり、暑さ対策も個人の努力も含めながら、イベント側がどういう責任を持って対応できるかということも常に考えながら、イベントを開催していくように努めてまいります。

○4番（海原隆家議員）

よく分かりました。よろしく申し上げます。

次に、今回の参加国以外ではですね、保護活動や注目度には関心が低いようにも感じますが、そ

の点は各国の取り組みはどうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

国際的なそういう反応というのは、なかなか掴みづらい部分もあるんですけども、まずは、宇検村が主となって開催したイベントでございますが、奄美大島全体の協力依頼、そして、鹿児島県全体の後援もいただいてという部分から始めております。小さいところからの発信ですけども、それが、ネットワークが広がって国際的な取り組みになるように、今後も努めていくようにやっていければと思っております。

○4番（海原隆家議員）

よく分かりました。よろしく申し上げます。

最後に、今回のサミット参加国は、日本以外では、3カ国の参加で残り7カ国が参加していませんが、もう、私たち小さな地方自治体ではありますが、各国に参加活動をしていただくように、開催に関わっていただくようにアピールをしてください。以上です。

次にですね、最後に読ませてもらいますけど、私たち、奄美大島はですね、固有種が多く生息しており、生物多様性が評価され、2021年に世界自然遺産登録にされました。その生物の多様性の豊かさを、奄美大島宇検村発で、サシバに限定せず、国境を越えた枠組みをつくり発信できたら、観光客誘致にも効果ができるんじゃないかと思えます。このサシバサミット開催を無駄にしないように村当局として、取り組んでいただきたいと思います。

次に、村道湯湾大柵、船越線についてですが、湯湾大柵線の法面崩落調査後の計画について伺いたと思います。この問題も、前回の議会で質問しましたが、そのときは崩落箇所上部に数mの段差があり、ボーリング調査の結果、軟弱層があり、その上を滑るという結果でしたが、今、設計段階に入っているという話ですけども、村民に分かるように、どういうふうな進捗状況か説明をお願いします。

○建設課長（辰島伸之介君）

この湯湾大柵線ですけども、村長の答弁にもありましたが、地滑り災害の恐れということで、現在、詳細設計を行っております。当初の、今年度の当初は12月に査定を受ける予定だったんですけども、特殊な工法と大規模災害ということで、詳細設計のほうが遅れておまして、今年度の3月、来年の3月の査定を予定しております。その後、工事発注になっていくという計画になっております。

○4番（海原隆家議員）

早期着工に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、この現場より上のほうで2カ所ほど崩落箇所がありますが、この現場はもう着工済みで、現場は見ていませんが、工期が令和8年2月21日となっておりますが、工事が終了してもですね、通行できる見通しはできないと思うんですが、どうして通行できない箇所を工事を先に進めているのか、伺いたしたいと思います。

○建設課長（辰島伸之介君）

これは工事の規模というか、現場の崩落の規模にもよりますが、上部の3カ所目と4カ所目は工事発注をしております。今、1番大きい2番目については、地滑りの災害の調査に時間を要したということで、先に3カ所目、4カ所目のほうを発注をしているということになります。

○4番（海原隆家議員）

通行の危険度から見ると、田検集落から湯湾集落入り口の崩落箇所のほうが、先に工事を始めるのが重要じゃないかと思うんですけど、それはどうして向こうのほうが先になったんですかね。

○建設課長（辰島伸之介君）

すみません、田検のどちらのことでしょう。

○4番（海原隆家議員）

集落から湯湾集落入り口の崩落箇所。

○建設課長（辰島伸之介君）

あそこはですね、県道になっておりまして、県のほうがしばらく様子を見ていくという報告をいただいております。

○4番（海原隆家議員）

しばらく様子を見るということですね。分かりました。

なぜ、こんなに湯湾大柵線にこだわるかというんですね、湯湾岳観光は宇検村の重要な人気な場所でもありますので、一日も早く完成するよう、県に強く要望をお願いします。

次に、村道船越線の工事進捗状況についてですが、この問題も前回の議会で質問していますが、工事終了が令和8年3月28日となっていますが、それ以降は車の通行は可能でしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

お答えいたします。現在の工事、災害のほうですね、が、令和8年の3月までの工事になっておりますが、法面の作業が、今現在行っておりますので、それに伴って通行止めを行っておりますので、法面の作業が令和8年の2月で完了する予定になっておりますので、それまでの通行止めという計画になっております。

○4番（海原隆家議員）

計画どおり終わっても、2月、あれからは、通行はできないということですね。法面の工事が終了するだけであって。

○建設課長（辰島伸之介君）

現在、土砂の排出を行っておりますので、一般の車の方が通ると危険であるということで、法面の土砂排出後には通行可能になるかと思えます。

○4番（海原隆家議員）

ということはですね、現在、旧道は迂回路として使っていますが、その旧道の道路復旧がですね、雑草が生い茂って、とても道路の状況が悪いと思うんですよ。そういう草刈りとか、そういう

再整備とまでは言わないんですが、そういう整備はできないか伺います。

○建設課長（辰島伸之介君）

現在、この宇検船越線は定期的な草刈りに、現在、作業班のほうが入っておりますが、議員がおっしゃる場所については工事現場であるということでありますので、ちょっと現場を確認して、また、検討していきたいというふうに思っております。

○4番（海原隆家議員）

よろしくをお願いします。

旧道の迂回路の入り口も現地を目線で見たらみんな分かるんでしょうけど、観光客等とか、初めて訪れる客は分からないんで、工事中だからということで引き返す方もいると思うんで、何かこう、ここから迂回路を運転できますよというような、看板はあんまり、立てたほうが良いかどうか分からんけど、そういう分かるようなあれはできないでしょうかね。

○建設課長（辰島伸之介君）

この区間に関して、請負業者のほうからもですね、レンタカーの侵入があるというふうな話は伺っております。ですので、もっと見やすく、通行止めでありますという表示をですね、しっかりするように、業者のほうに指導をしておるところでございます。

○4番（海原隆家議員）

今はですね、船越のほうは学童疎開船対馬丸沈没の石碑も建立され、世間的にも知られるようになっております。また、慰霊祭参拝者、観光客など多数訪れていますので、一日でも早期に通行できるようにお願いをしたいと思います。

次にですが、陸上競技場についてお伺いしたいと思います。再整備された陸上競技場トイレ改修については、協議されなかったのかということなんですが、村当局の回答を見てみますと、そういう洋式化を進めているという回答でございますが、現在、どれくらい洋式化に交換するような工事ができているのかなど。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

教育委員会が所管する社会教育施設・社会体育施設は、6月議会でも答弁したとおりですが、そのほかにもですね、学校関連施設等ございます。最近、児童・生徒の中でも、和式のトイレがですね、使えないというお子さんが出てきているのも、多々耳に入っております。今年度にしましては、社会体育施設のほうは、体育館の多目的トイレのドアの改修と、あと、一番古い学校ですね、久志校区のトイレのほうを和式から洋式化にしております。以上でございます。

○4番（海原隆家議員）

現場のトイレはですね、女性用トイレが洋式2、和式3、男性用が洋式が1、和式1となっておりますが、今の時代に慣れて生活している方々に理解されるのか、トイレの中の改修だけでも早期に実施できないか伺います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

それもですね、教育委員会の財産管理費の中の修繕費のほうで行っております。毎年度ですね、その修繕費のほうは、予算をたくさんいただいてやっておりますが、ほかの施設のほうも老朽化が進んでいるため、優先順位をやっぱり、つけて、改修をしていかなければいけないというところがございます、トイレだけを先に優先してするということはちょっと、今のところは考えておりません。

○4番（海原隆家議員）

分かりました。最後にですね、私たちはこういうふうに教えられたんですけど、トイレは家の、または、職場で会社の顔と教えられました。言い変えると、宇検村の顔ということになります。是非、一考をお願いいたします。

次に、ソテツカイガラムシ対策について伺いたいと思います。村内各所にソテツカイガラムシの被害が拡大しているが、村当局からは回答いただいておりますが、一つ二つ質問させていただきたいと思います。村の施設に関してはもうしっかりと管理しているようですが、個人に対してはですね、薬剤を希望するときは各集落の区長に提供し、区長から受け取るというふうに説明されているんですが、これ、個人では受け取ることはできないのでしょうか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

一応、昨年ですかね、令和6年の10月にまず初めに、ソテツカイガラムシの防除に対して、村のほうから薬剤の助成を行いますということで、文書のほうを回して、これで回答が上がってきましたんですが、これは集落の区長さんにまず、お願いした内容としましては、各個人の家ではなく、集落で縁のあるとか、名所のあるとか、また、どうしてもこのソテツを残していく、そういうソテツを残すためのソテツの薬剤の助成を、村としてはやってみようということで予算化をしまして、今年も、令和7年度につきましても、同じような形に、集落の区長さんをお願いをして、また、ソテツのカイガラムシの予防をされる集落につきましても、薬剤の助成をしますので、助成の要望を上げてくださいという形で示したところでございます。

○4番（海原隆家議員）

個人で役場に申し込んで受け取るということはないということですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

一応、基本的な話で申し訳ございませんが、公共とか集落とか、そこら辺で同じように使われている形でやっておりますので、個人個人というのは今のところやってはおりません。以上です。

○4番（海原隆家議員）

分かりました。そのカイガラムシ被害についてですね、状態としてソテツが葉枯れを起こしますよね。カイガラムシが寄生して。そしたら、もうそのソテツはもう枯れるということですかね。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

ソテツもですね、そのソテツのサイクルと言いますか、春先に新芽が、ソテツの葉っぱがこう出

てきまして、それで新芽が芽吹いて出てきまして、夏場に光合成をして、冬場にその力を蓄えて、また、翌年度に葉が出てくるという形になれば、継続的に出るんですけど、やはり、何て言いますかね、実際的にこの葉っぱがですね、何回も枯れてしまっ、それが何回枯れたら枯損してしまう、枯れて朽ち落ちてしまうというのは、まだ今の現在の状況では出てはおりませんが、できれば上手く、今、区長さん方とか薬剤をいただいている方には説明をしているんですが、定期的にこの薬剤の散布を行って、また枯れましたら、また、伐採をしまして、また翌年度に新しい芽を吹かして、ソテツを再生させていく。あくまでも継続的にこれをやらないと、もう何もしないって言えばですね、カイガラムシがどんどん広がってしまっ、もう全滅してしまうという形になりますので、できるだけ防除を定期的に行えば、長く持っていくような形でいけるかと思います。以上です。

○4番（海原隆家議員）

今現在では、完全にこの薬剤散布をしたら効果があるというような薬剤はまだ見つかっていないということですかね。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

残念ながら、今、研究、試験のほうもですが、国のほうも新しい新農薬の登録に関して、いろいろ試験研究を行っていて、農薬の登録ができた暁には、その新しい薬剤が使えるという形で、現在、農薬登録が行われていないという形で、それが使われていない状況で、今ある種類の農薬を使って、散布するという形になっております。

○4番（海原隆家議員）

よく分かりました。県道沿いに関しては村の管轄外ですが、とても、村内一周の道路の車の休憩所とか、ちょっとした広場がありますよね。そういうところのソテツもだいぶ枯れていますんで、ソテツが枯れていますんで、県のほうにですね、しっかりと、予算もかかることですので、要望をお願いしたいと思います。

次に、湯湾集落からですね、石原集落に行く途中で、入口の途中で右側にカーブがありますよね。そこに3本ほど大きなソテツが植えてあるんですけど、2本はもう完全に葉枯れを起こして、1カ所だけのソテツだけものすごく、葉が青々と茂っているんで、あれは村か県で何か試験的に予防しているんでしょうか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

今の質問ですが、一応、今年の令和7年の4月ですね、4月にその新しい、今度、登録農薬を取るために行われている、新農薬の薬を散布したのが、その1つの株になっております。確か赤いリボンのテープを巻いているかと思いますが、そのテープで巻いたやつが、新しいその農薬で今後使われるだろうという形であるやつの農薬で、一応、試験的にさせていただいております。以上です。

○4番（海原隆家議員）

あそこは県道ですけど、村でやっているということですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

一応、その管理のほうは、試験的な形で、ちょうど皆さんが道路を通りかかって見えるという形で、そういうのも兼ね合いました、見える場所で薬剤の効果を見るために、一応、試験をさせていただきました。以上です。

○4番（海原隆家議員）

分かりました。ソテツカイガラムシの防除対策が手遅れにならないようにですね、ソテツはもう先祖代々、奄美の人々の命を守り、現代に残された大事な植物でございます。また、奄美を代表する植物だと思います。一日でも早く予防対策を見つけ、国・県へ、強く要望をお願いしたいと思ます。

次に、どんと祭りについてですが、これ、午前中に、同僚の議員から質問がありましたが、私のほうからも一つだけお願いしたいと思ます。この頃ですね、村民の参加が少ないように私には見えましたが、村民参加型の催しなどの検討をしたらどうかと思うんですけど。

○企画観光課長（辰島月美君）

秋祭りに変更をして、2日間の祭りを1日に集約して行うという新しい形を今、取らせていただいております。いろいろご意見などもあるんですけども、しばらくは今のこの体制でやり続けていこうという体制で今、実行委員会のほうでは話を進めております。村民参加型というの、舞台はその年その年固定はしておらず、皆さんの意見を集約しながら、どういう催しものいいかと検討を行っているので、今回のようなそういう意見も踏まえながら、来年度の開催も、村民参加型、皆さんが喜ぶような、望むような、そういう開催を目指して共に取り組んでいけるように努力してまいります。

○4番（海原隆家議員）

年々、村内人口が減ってきている現状ですので、参加人数が少なくなっていくのは仕方がないと思ますが、是非、また、村民が盛り上がるような催しを検討をお願いしたいと思ます。

これで質問を終わりますが、最後に、今年度におきましては、村当局にとって大きな催しや新しく再開する催しと、大変忙しい一年だったと思ます。お疲れ様と感謝を申し上げます。また、村当局と我々議会は車の両輪となり、ハンドルは村長が握り、どこかで聞かれたフレーズだとは思いますが、働いて、働いて、働いて、宇検村発展のために働いていきたいと思ます。以上で、質問を終わります。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

先ほど肥後議員のやつで、忘れていましたので、申し訳ございません。追加で報告させていただきます。サトウキビの栽培面積が12haで販売金額のほうは675万6,729円となっております。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

これで4番、海原議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は、2時15分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（喜島孝行議員）

休憩前を引き継ぎ、会議を開きます。

次に、1番、川上議員。

○1番（川上真理議員）

皆さん、こんにちは。一般質問を行う前に一言、所見を申し上げます。

10月14日から22日にかけて、村内6カ所において議会報告会を開催しました。ご参加いただいた村民の皆様、ありがとうございます。夜の時間帯ではありましたが、100名近くの村民の皆様から直にご意見・ご要望をいただき、また、我々議員に対する厳しいご指摘も含め、それらを謙虚に受け止め、改めて村民の代表としての役割を果たしていく決意を強くしたところです。本日は、そのときに出されたご要望、また、この間、村民からいただいた声をもとに質問をいたします。

それでは通告に従い、一般質問を行います。

まず、残土仮置き場の管理体制と計画中の残土処分場について2点質問を行います。

質問の一つ目ですが、令和5年5月26日に施行された盛土規制法、正式名は宅地造成及び特定盛土等規制法と言いますが、また、その法律施行に伴い、鹿児島県が令和7年5月1日に規制区域を指定し、規制を開始しています。村内にある5カ所の残土仮置き場については、宅地造成等工事規制区域に該当すると思われませんが、法令や規制を遵守した保管や管理がされているのか伺います。

質問の二つ目は、残土処分場の建設予定地については、特定盛土等規制区域に該当すると思われませんが、安全面及び環境保全の観点から、人家や生態系への影響、土壌汚染のリスク等について伺います。

次に、情報通信環境の格差是正について質問を行います。

地上デジタル放送は、村内大多数の世帯で受信可能な状況にある一方、共同アンテナを設置しなければ電波を受信できない難視聴地域も存在し、それに伴う住民負担も増えています。こうした情報格差の是正、住民負担軽減について伺います。

最後に、持続可能な集落運営について質問いたします。

世帯数の減少で各集落の字費の収入は減少傾向にあります。その中で、防犯灯、村民は一般的に街灯と呼んでいますが、これらを含む電気代等の固定費負担は大きくなっています。住民の安心と持続可能な集落運営について、村の考えを伺います。

あとは通告席にて再質問いたします。

○議長（喜島孝行議員）

ただいまの川上議員の質問に対して、答弁を求めます。元山村長。

○村長（元山公知君）

川上議員のご質問にお答えいたします。

まず、残土仮置き場の管理体制と計画中の残土処分場についての1点目の、令和5年5月26日に施行された盛土規制法、また、その法律施行に伴い、鹿児島県が令和7年5月1日に規制区域を指定し、規制を開始している、村内にある5カ所の残土仮置き場については、宅地造成等工事規制区域に該当すると思われるが、法令の規制を遵守した保管や管理がされているのか伺う、とのご質問ですが、村内の残土仮置き場については現在5カ所ありますが、全て盛土法に基づく規制区域に該当いたします。盛土規制法により、2カ所については、港湾施設用地であることから、規制の対象にならないものと認識しております。残りの3カ所についても、規制区域指定前に着手していたことと、公共施設用地であったため、規制の対象にならないと認識しておりましたが、県に確認しましたところ、規制前に着手していたものや村有地であっても、同法に基づく手続きの対象になる場合があるとの回答であったため、今後、県と協議を進めていきたいと考えております。また、看板等の表示がないことから、管理者及び期間を見やすい場所に掲示し、保管管理を行ってまいります。

次に、2点目の残土処分場の建設予定地については、特定盛土等規制区域に該当すると思われるが、安全面及び環境保全の観点から、人家や生態系への影響、土壌汚染のリスク等について伺う、とのご質問ですが、村で計画しております残土処分場については、盛土規制法の特定盛土等規制区域に該当いたします。そのため、許可申請等の技術的基準を満足する計画を行い、鹿児島県へ申請を行う段階でございます。人家や生態系への影響につきましても、建設予定地の周辺に人家はなく、雨水についても直接海へ流れ込んでおり、自然地形の山林で保全対象も存在しないため、周辺住民の財産に影響を及ぼす恐れはないと考えております。生態系につきましても、環境省と協議を行い、環境調査を実施した結果、主要な希少動植物は確認されておりません。土壌汚染等につきましては、公共工事に伴う建設発生土などの自然土砂の受け入れを予定していることから、土壌汚染リスクに対する懸念はないものと考えておりますが、異物が混入しないよう、管理者による監視及び指導を徹底してまいります。

次に、情報通信環境の格差是正についての地上デジタル放送は、村内大多数の世帯で受信可能な状況にある一方、共同アンテナを設置しなければ電波を受信できない難視聴地域も存在し、それに伴う住民負担も増えている。このような情報格差の是正、住民負担軽減について伺う、とのご質問ですが、地上デジタル放送につきましては、アナログ放送が終了した平成23年、2011年7月までに、村内の全ての世帯で受信が可能となりました。一方で地理的条件により受信が困難な難視聴地域が4地域存在しており、これらの地域では、アナログ放送時代から共聴組合が設立され、共聴アンテナ施設の設置維持管理を担ってきたところですが、また、地上デジタル放送への移行にあたっては、受益者である住民の急激な負担増とならないよう、各共聴組合において国の補助を活用するとともに、計画的に世帯負担分を積み立てることで、住民負担の軽減を図ってまいりました。これらの取り組みにより、当時は難視聴地域においても放送サービスを確保できており、情報格差の是正に努

めていただいているものと認識しております。しかしながら、現在は議員ご指摘のとおり、各共聴組合の事情により、住民負担が生じているとの声があることも承知しております。各世帯の負担につきましては、四つの共聴組合がそれぞれの判断で話し合いながら決めてきた経緯がありますことから、仮に村としても支援を検討する場合には、他の世帯との公平性・公正性を十分に考慮しながら議論を進める必要があると考えております。

次に、持続可能な集落運営についての世帯数の減少で、各集落の字費の収入は減少傾向にある。その中で、防犯灯、街灯を含む電気代等の固定負担は大きくなっている。住民の安心と持続可能な集落運営について村の考えを伺う、とのご質問ですが、本村におきましては、世帯数の減少に伴い、各集落の字費収入が減少する一方で、防犯灯を含む電気代などの固定的な負担が相対的に大きくなっている状況は認識しております。こうした集落運営の負担軽減に向け、村では令和6年度からふるさと納税事業額の5%相当額を、各集落へ分配しているところです。加えて、同年度には、部連集落出身の有川昭男氏からご寄付をいただき、各集落へ毎年10万円を7年間にわたり分配することといたしました。これらの財源は防犯灯を含む集落の維持管理や地域活動など、各集落の実状に応じた持続可能な運営に活用していただくことを期待しております。しかし、負担が生じる場合には、地上デジタル放送の共聴組合のケースと同様、これまでの経緯を踏まえつつ、他の集落の世帯との公平性・公正性を十分に考慮したうえで、支援のあり方について議論を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜島孝行議員）

再質問がありますか。川上議員。

○1番（川上真理議員）

ただいま答弁いただきました。

それでは、今の答弁を踏まえ、残土仮置き場に関して再質問いたします。

その前にですね、私の質問、聞いておられるこの放送でもですね、聞いておられる方の中には、その盛土規制法、正確には宅地造成及び特定盛土等規制法って何、というふうに思われている方も多いかと思いますので、そのことに少し触れて行きたいと思います。

令和3年に静岡県熱海市で、大雨に伴って盛土が崩落をし、大規模な土石流災害が発生したということを発端にですね、法改正がされ、宅地造成及び特定盛土等規制法、略称として盛土規制法として、土地の用途に関わらず、全国一律にですね、危険な盛土を規制するという基準になりました。したがって、申請も、それから、規制も大変厳しくなっています。ということで質問に入ります。

まず、残土仮置き場とはどういう場所かということから、認識を一致させたいというふうに思います。残土仮置き場はどういった場所のことなのか説明いただきたいと思います。

○建設課長（辰島伸之介君）

お答えいたします。公共事業等で発生しました建設発生土などを、一時的に堆積するのが仮置き場というふうに認識しております。

○1番（川上真理議員）

そうですね。工事に伴う、また、災害時などのですね、発生した土砂を一時的に、一時的にですよ。保管するための場所ということだと思います。先ほどの回答で、村内5カ所の仮置き場のうち、3カ所がこの規制の対象になる場合があるというふうに書いてありましたが、対象になるんでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

村長の答弁にもございましたが、2カ所については港湾施設ということで、規制対象外というふうになっております。3カ所についても、県に確認しましたが、公共施設用地で雑種地となって、村の取扱いとしては広場になっていることから、その辺も含めて、対象になるのかというのを県と協議していきたいというふうに思っております。

○1番（川上真理議員）

ということは今の段階では、法規制の対象になるとは明確には分かっていないということでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

はい。そのように理解しております。

○1番（川上真理議員）

その3カ所というのは、芦検と田検と名柄の仮置き場のことでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

港湾施設になるのが須古と名柄になります。芦検と田検と湯湾が公共施設の雑種地になっております。以上です。

○1番（川上真理議員）

名柄については港湾施設に当たるということで、該当しないということでの認識でよろしいですか。

○建設課長（辰島伸之介君）

はい。こちらも県のほうに確認しております。公共施設用地の港湾施設になりますので、規制の対象にはならないというふうに回答いただいております。

○1番（川上真理議員）

先ほどの答弁の中で、今のでいけば芦検と田検と湯湾についてですけれども、規制区域指定前に着手していたことと、公共施設用地であったため、規制の対象にならないと認識していたということであれば、ちょっとですね、もう少ししっかり法律についてもですね、勉強していただく必要があるのかなというふうに思います。そういうことさえも理解できていなかったというのであればですね、盛土規制法が施行されるに伴って、村内の事業所等へ、この新たな盛土規制法に基づく制度

の周知とか指導とかを行ったのでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

これについては村のホームページにも掲載していると思います。それから、広報紙にも載せたのではないかなと記憶しております。

○1番（川上真理議員）

改めてですね、そういったところをもう一度、周知徹底をしていただくということ。それはなぜかという、やはり、この間、仮置き場を視察して来ましたが、不適切な盛土が発生しているんじゃないかというふうな印象も受けております。やはり、制度の周知とですね、指導を徹底をしていただく、そのことによって、周辺住民とのトラブルであるとか、それから、安全面、そして、環境面に配慮し対応ができるというふうに思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

ただですね、ここからは10月の議会報告会で改善の要望が出されていた、名柄集落内の仮置き場と、それから、集落民から多くの苦情が寄せられていた、芦検集落内の仮置き場について、主に質問し、改善を求めていきたいというふうに思っています。

芦検集落については、法的規制の対象になる可能性があるということと、名柄については対象外ということ。これは担当課からいただいた資料をパネルにしてあります。芦検集落の盛り土、かなりすごい状態で、同僚議員とですね、一緒に視察をしたんですけども、その間もう、頻りにトラックが行き交って、並んでいる状態なぐらい大変な状況になっていました。名柄集落の盛り土についてはですね、令和5年の災害の残土が残ったままというところでありまして。やはり、法的規制の対象外、まあ対象であっても対象外であってもですね、運搬効率だけで考慮するのではなくて、やはり、周辺の環境など、やっぱり、適正な場所の選定と、適正な管理を是非、徹底していただく必要があるというふうに思いますので、両集落内の残土仮置き場の現状について、問題点を整理するところから始めていきたいと思ひます。

まず、名柄集落内の仮置き場についてです。少しグラウンドが見えますけれども、これ、学校のすぐ隣にこの仮置き場が隣接しているということ。それから、入ってすぐの正面ですね。正面にはすぐ民家が近接をしています。それによって、土埃によるですね、民家への影響があつて苦情も来ています。そして、この隣接する学校のグラウンドがですね、ドクターヘリのランデブーポイントになっているということで、救急車はこの仮置き場のここを通過して、この校庭のグラウンドに入るという状況になっています。なので、救急車の動線が仮置き場になっているということです。

次に、先ほども触れましたけれども、令和5年の災害の残土がそのまま放置されているということ。そして、先ほど、村長も触れていました、看板等の表示がないということ。それから、今ある残土は、宇検村残土処分場整備後の排出になっているというふうに、担当者からも説明を受けています。

次に、芦検集落内の仮置き場についてですけども、ここは1万3,000㎡の土砂が仮置きされてい

ます。私も2度行きましたけれども、かなり積み上がっている状況です。また、住宅や民家にも隣接をしていますし、河川も近くにあります。盛土規制法では、やはり、河川の近くということも規制がされているというふうに思います。あと、トラックの搬入がとにかく頻繁にありました。ただ、12月2日にもう一度見に行ったときには1台も走っていないで、シーンと静まり返っていたんですね。どうしたのかなって、質問通告書出したからかなって思ったんですけど、役場の担当者に聞いたら、一旦完了したというふうに言われました。あと、土埃の、やはり、苦情が住民から多数にあるというふうに聞きました。それにも関わらず、散水の回数が1日2回というふうに聞いています。そして、ここについても標識の表示がない。また、名柄と同じく、ここにある残土は宇検村残土処分場整備後の排出予定になっているということです。

私が思うこの2カ所の共通課題は、住民生活への影響が軽視されているということと、掲示も含めて、周囲の環境や安全を考慮した管理が徹底されていないということ。そして、今ある土砂は、いずれも残土処分場完成後の排出予定になっているということです。残土処分場の完成については、担当課長からも聞いておりますけれども、令和8年度というふうに言われていますが、運用開始時期は明確になっていないですよ。ということは、今のあの状態が今後、半年か1年か、分からないけれども、まだまだ続くという認識でよろしいでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

その残土処分場についても現在進めているところですが、仮置きについては、半年ないし、ちょっとかかるかなというふうには思っております。

○1番（川上真理議員）

先ほど、芦検集落のところの仮置き場のところが一旦止まっていて、一旦、完了しているというふうな話でしたけれども、運び入れる大元のところはまだ半分ぐらい終わっていない状態だから、今後、さらにですね、動く可能性があるというふうにも聞いています。ということは、これ以上にはですね、まだまだ積み上がる可能性もあるということです。私が、お話を聞いたある住民の方は、あともう少しだから我慢するわというふうに、おっしゃっていた方がいらっしゃいました。そうした状況がですね、名柄についても、もう何年も続いているということです。結局、我慢を強いるのは、住民というふうになっています。芦検も含め、土埃を吸うことによる健康被害というのも、懸念をされるところです。そこで、残土処分場の整備後まで、周辺の影響を最小限に留めるためにどのような対策を取るのか伺います。

○建設課長（辰島伸之介君）

名柄については、建設課の管理になっておりますので、ちょうどその名柄の仮置き場付近では、最近までちょっと冠水対策工事を行っておった関係で、工事車両の出入りがあったというふうに思っております。現在、その工事は完了しております、工事車両の出入りはないんですけども、その残土の置き場の置いている土に関しては、ブルーシートで対策をしたりですね、崩落がないように行っていきたいというふうに思っております。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

産業振興課の分につきましては、湯湾干拓の潮遊池の浚渫工事から出てきている土砂に関する問題だと思いますが、こちらについてもただいま、一旦完了しているという形になっておりますが、やはり、その地域住民の方や、そこら辺にやっぱり、配慮をしながら、やっぱり、その散水とか、そこら辺のほうもまた、業者のほうにしっかりと促して行って、そういうことがないような形でまた、いろいろしながら、県のほうにもまた、いろいろと、あれですね、意見をいただきながら、盛土に関しての対策として進めていけるような形にしたいと考えております。

○1番（川上真理議員）

そうですね。是非、防塵シート、それから、防塵ネット等で仮置き場を覆うということは最低でもやっていただきたいというふうに思いますし、芦検については多分、まだまだ続くというふうに思いますし、量も半端なく、量になるというふうに思いますので、やはり、防音、防塵策などもですね、やはり、検討していく必要があるのではないかとこのように思っています。かなりトラックも頻繁に行き交っていますので、住民に言われてから散水するのではなくて、やはりですね、こういう被害が出るだろうと、そういうことは想定していただいて、対応いただきたいというのと、それから、今、2回散水しているというふうに聞きましたけど、やはり、午前、午後、それから、夕方の3回以上はですね、やはり、散水を増やす必要があるというふうに思います。また、芦検についてはすぐに横にですね、河川が通っています。川が通っていて、そこに土砂がこう流れ出るとかいうような可能性もあります。河川の汚水もですね、被害が拡大しないような対策も取る必要があると思います。いかがですか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

そちらに関しまして、やっぱり、その技術的ないろいろ、盛土法の施工方法とか、そこら辺は県と、いろいろと協議しながらまた、進めていきたいと思っております。以上です。

○1番（川上真理議員）

是非、県に指導を仰ぎながら対応いただければというふうに思います。

そしたらですね、名柄についての救急車の動線確保というところですけども、今の状態でよしと思っていらっしゃいますか。

○建設課長（辰島伸之介君）

現場のほうも確認しておりますが、一業者さんが盛土してやった分はもう撤去されておまして、救急車も入りやすくなっているというふうに思っております。将来的には、救急車の出入り口はまた、変えていこうというふうに考えております。以上です。

○1番（川上真理議員）

名柄の仮置き場というのは、あのまま残る予定なんですか。そもそもですね、残土仮置き場が住宅に隣接しているとか、学校に隣接している、そして、ヘリポートのランデブーポイントの動線上にあるということ自体がまず問題なんじゃないかなというふうに思います。もし、あそこで土

砂を搬入しているときに救急車がそこに行くというような状況だったらどうするのかなというふうにも思います。残土処分場の整備後は、この仮置き場の設置場所を見直す必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

基本的には、仮置き場として指定しているわけではございませんで、村有地がなかったので、公共施設の港湾施設に仮置きをしているという段階ですので、土砂を取った後は仮置きはできるだけ控えていくというふうにいこうと思っております。

○1番（川上真理議員）

控えるんじゃないくて、元々私が聞いた話では名柄の仮置き場は、元々そこがヘリポートだったというふうに聞いていますが、違いますか。その認識は合っていますか。

○建設課長（辰島伸之介君）

私の認識では学校の校庭がヘリのランデブーポイントだというふうに伺っております。

○1番（川上真理議員）

先ほど、極力控えていくという答弁でしたけれども、やはり、集落内であれば土埃もひどいですし、子供たちも校庭で授業を行ったりしますし、また、景観ですね。集落の中にあるその景観から言っても、影響は、見栄えも良くないというところでいけば、是非、処分場建設後にはですね、そこを撤去していただいて、その活用方法としては、やはり、そこをヘリポートにするとかいうことも是非、検討いただけないでしょうか。やはり、学校がドクターヘリのランデブーポイントだということであればですね、やっぱり、授業中にそういうことも起こるわけですよ。そうすると授業を止めて窓を閉めたりとか、いうことも子供たちはやっているというふうに聞いていますので、是非、新たな活用方法としてもご検討いただければというふうに思います。

そろそろですね、次の質問にいこうとも思いますけれども、その前に一つ、名柄の残土の仮置き場の改善に関する要望についてですね、議会報告会でも住民から出されておりました。それらを議会として取りまとめ、要望書を提出をし、行政からの回答をいただいたところでもありますけれども、その回答が集落個別の要望として受け付けられ、これまでどおり各集落の区長を通じて、村へ提出いただく取り決めになっているということで、明確な回答はいただけませんでした。そこで質問です。残土仮置き場の改善要望が、なぜ集落個別の要望に当たるのか、また、区長を通じて要望した場合、どのような回答を準備しているのか2点伺います。

○総務課長（泉 清一郎君）

議会報告会の回答については、集落要望に関しましては、ずっと以前から総務課に関して一括で要望を受け付けて、回答をするということにしています。これは本当に先ほど、村長のほうからもありましたけれども、いろいろ関係機関との整合性とか法例とかいろんなものを調整しなければいけない部分が多いので、総務課のほうで回答をするということにしています。すみません。今、議会報告会で回答した部分の内容をちょっと持ち合わせていないので、一応、これは各課に一旦はお送

りして、回答をまとめたものであるんですけども、集落からの要望が上がったものに関しては、村として一応、回答する予定にしていますけども、直接、担当課、各担当のほう、関係課にその要望を出しているものについては、関係課のほうから回答することとしています、ということで、今日の多分、答弁のほうでもそういうふうな回答をさせていただいていると思います。

○1番（川上真理議員）

この質問が、この要望が、これと照らし合わせなければ回答できないものであるというふうなうんぬんかんぬんでしたけども、それなら、そういうふうには書けばよろしいんじゃないかと思えます。今、現段階では、ここまでしか回答できないとかいうふうにすれば良いですけど、集落個別の要望は、区長を通じて提出せというのは、いや、住民目線に立っていないですよという印象です。ましてや、どういう回答を準備していたかということについても、明確に回答をこの場でもいただけないというのは、本当に、住民軽視だと思いますし、議会から出した要望書に対しても真摯に答えていないというふうに見て取れますので、議会軽視だというふうに見て取られても仕方ないかなというふうに思います。しっかり、再度言いますけれども、住民目線に立って丁寧な対応を取っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まとめますけれども、処分場完成までは、まだしばらくかかるようですけども、まずは、早期に防塵対策など、周囲の環境や安全を考慮した管理を徹底していただくこと。併せて、住民説明会など含めた情報公開をしっかりやっていただくこと。そして、残土処分場完成後は、集落内にある残土仮置き場は撤去すること、ということを改めて求めて、最後に村長より答弁をお願いします。

○村長（元山公知君）

ご質問、まずは、残土の仮置き場で、また、ご迷惑をかけているということで、またここで、お詫びを申し上げたいと思います。またしっかりと、また、対応していきたいと思っております。先ほどの要望の意見がありましたけども、今まで我々は要望を受け付ける際には、個人というか、やっぱり、集落が区長さんに言って、集落の役員会とかそういうので、やっぱり、こういう要望って大事ですよというのを受けるのが一番、平等性があるのじゃないかというふうにして、今の形に持ってきているわけでありまして。それで、それを村民軽視とか議会軽視とかではなくて、やはり、議員の皆さんもまた一つの集落のまた、そこでこう、提案していただいて、また、その集落からまた、そういう要望が出てくると、また、すごいこう、その要望の受け方として、一貫性があるなということで、我々はそういうご回答をさせていただきました。また、その件につきましてはまた、区長会とかそういうのもまた、ご理解いただきながら進めていきたいと思っております。先ほど、今、おっしゃった残土処分場についても、今上がった要望もしっかりとまた、我々が、先ほど課のほうからありましたように、県しっかりとまた、指導を仰ぎながら、また、しっかりと対策を練って、また、残土処分場を完成後にはまた、仮置き場の件もまた、建設課長からありましたように、名柄の件、また、芦検等のものと、しっかりとまた、対策を練りながら、仮置き場を今後どうしていくのかというのもしっかりと協議しながら対応していきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

では、質問の二つ目の、残土処分場の建設予定地についてです。県が示す特定盛土規制法というのはですね、集落等から離れているものの、地形の条件から、盛り土等が行われれば人家に危害を及ぼしうるエリアとして位置付けられているということで、先ほどの回答では、そういったことには影響はないというようなご回答もいただいているところです。あと、環境についても、環境省との協議を行い、主要な希少動物は確認されていないということ、それから、土壌汚染のリスクについても、土壌汚染についても、公共工事の建設で発生土の自然土の受け入れなので、問題がないというようなご回答でしたので、是非、安全に進めていただければというふうに思いますが、宇検集落と周辺住民への事前周知というのは行われていますでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

これに関しても、用地等に関してもですね、宇検集落の役員会のほうに話は通してございます。

○1番（川上真理議員）

是非、集落民全員をね、また集めた、説明会なども開いて、周知徹底していただければというふうに思います。今後についてですけれども、建設中についても、また、完成後についてもですね、頻繁にトラック等が行き交うような状況になるというふうに思います。先ほどと同じように、産振などを含めですね、周辺への影響がないよう、お願いしたいということと、今後は、処分場建設の進捗状況について、周辺住民、そして、及び、議会に対してもですね、定期的な説明会を開催をして、透明化を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

現状の計画としましては、8年の4月からですね、県のほうへ申請をして、その許可が出てから工事になっていきますので、その段階において、議会のほうへも報告させていただきたいというふうに思っております。

○1番（川上真理議員）

よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。情報通信環境の格差是正についてです。ここについては、この間、共同組合などを作って、計画的に世帯負担を積み立てることで、住民負担の軽減を図ってきたと。で、情報格差の是正に努めていただいているものと認識していたということですが、共同アンテナを設置をしている地域住民の負担については、実際に調査をされたことはありますか。

○総務課長（泉 清一郎君）

各共聴組合については、特に役場のほうからどういった負担をしているかという調査はしたことはありません。

○1番（川上真理議員）

組合等設置しているところはですね、100円から400円くらい、毎月、徴収をしているようです。また、組合加入費として4万円徴収しているところもあります。さらに、NHKが共同アンテナを設置

したところで、アンテナの撤去費用に1世帯6万から7万かかると言われた集落もありました。こうした現状は把握をしていましたか。

○総務課長（泉 清一郎君）

今回、ご質問いただいた後に、私のほうからも各共聴組合さん、その方が代表の方かどうかは私も分かりませんので、確認をしたところ、そういった状況は説明を聞きました。そのときは電話でお話を聞きましたけども、それとはまた別に、12月5日に定例の区長会がありましたので、そのときに再度改めてですね、その次の質問の集落の運営費のこともありましたので、集落は大体どういった負担をされているかというのはそのときに確認をいたしました。

○1番（川上真理議員）

では、直近にあるもののきちっと把握はしているということです。ここについても、次の質問もそうですけど、他世帯との公平性・公正性を十分に考慮しながらというふうにあります。確かに、私が聞いた方はですね、共同アンテナがなくてもテレビを受信できる地域の住民の方ですけども、個別にアンテナを家庭に設置していて、そういう負担が自分たちには生じているじゃないかという、やはり、見方をされる方もいらっしゃいます。確かに、自宅にあるテレビアンテナも老朽化すれば買い替えなければいけないし、台風等でアンテナが壊れれば修繕もしなければいけないということで、そういう費用がかかるとは思います。しかし、やっぱり、共同アンテナの改修費用だとか、それから、撤去費用というのは、やはり、高額になりますよね。そういった意味では、共同アンテナを引いている地域の方々のみが、大きい負担を強いられることになる、私は思いますけれども、その辺ではどう、公平・公正性という考え方でいけばどう思われますか。

○総務課長（泉 清一郎君）

先ほど村長答弁でもありましたけども、2011年のアナログ放送が終わるというときには、これは私もその当時ですね、まだアナログ放送に切り替わる時ではありませんでしたけども、国のほうからそういった方向性ということで、広報をするという担当のほうで、広報していたところではあるんですけども、その時点で各集落からそういった声があったかということ、全くそこは記憶にございませんで、アナログ放送時代から共聴組合で、自分たちで積み立てたお金で改修をするというふうに話を聞いていました。ですが、その当時と比べて今の人口がどうなっていったかということ、やっぱり、それはその当時とは比較できない状況にあると思います。私もその後、宇検村だけじゃなくて他の地域がどういった支援をしているかというところを見ると、一律でなくて、やっぱり、その受益者負担部分をいただいて、それを越える部分の何分の一かを支援するという自治体の支援はありましたけども、全額、村が見るというのは、そう多い支援のあり方ではありませんでした。先ほどからお話がありますように共聴組合では、最初は400円から500円を集めていて、それが光ファイバーの敷設工事が終わって改修が終わったら、また、金額を下げて100円、200円というところを続けてきた共聴組合さんもあったり、これから改修するというところもあって、その金額がすごい大きな金額にあるという話も聞かせてはいただいたんですけども、それが本当に長い年数、本当

に5年、10年とかではなく、もうそれ以上の長い年月をかけて皆さんが集めてきたお金の中ですので、それを一律にじゃあ、どの共聴組合さんとどの共聴組合さんはどれくらいの負担が良いだろうというのが、なかなかちょっと今、言える状況じゃないので、先ほどの村長答弁でもありましたけども、これちょっと、しばらくこれから議論を続けて、12月5日のその区長会でもですね、区長の皆様にもその辺は説明をさせていただいて、12月5日にそういういった内容を知ったものですから、これからちょっと時間をかけていろいろお話しさせていただきますという説明をさせていただいています。

○1番（川上真理議員）

地上デジタル放送はですね、やはり、災害情報の把握など、やはり、なくてはならない通信インフラの一つになります。なので、全ての村民が公正・公平な電波をですね、受信できるように、是非、対応いただきたいというふうに思いますし、その検討する中で、その老朽化に伴う改修・撤去費用、とにかく特に大きくなるようなそういった費用などについても、その財政支援制度を創設できないか、含めて検討いただきたいというふうに思います。村長、いかがですか。

○村長（元山公知君）

ご質問ありがとうございます。村民の前に国民でありますから、国のほうにもしっかりとそういう要望はしているところであります。なかなか、国のほうもそういう、進んでいないんですけども、やはり、今おっしゃったみたいなデジタル情報格差ですね、そういうのが起こらないように、また、しっかり、国・県のほうに相談しながら、また、我々は我々で、独自で情報をしっかり集めながらデータを収集して、また、対応・対策に取り組んでいけるよう、庁内でも協議していきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

行政が行うインフラ整備というのは、地域住民の本当に生活の質を高めることにつながっていくというふうに思いますので、是非、早期にですね、検討をいただいて、改善を図っていただきますようお願いして、次の質問に移ります。

最後の質問ですけれども、持続可能な集落運営についてということですが、先ほどの総務課長の答弁でも、そこで電気代等の把握をしたということですが、まず、ここでは認識を一致させておきたいんですけども、一般的に、村民の皆さんが街灯と呼んでいるものは、正確には防犯灯と呼ばれているもので、各集落が設置をして、集落民の安心・安全のために住宅街だとか細い路地などに設置をされ、その集落が電気代や維持管理の費用を、字費から払っているということ。で、もう一方、街路灯と呼ばれるものは、道路の管理者である行政が設置をして、維持や電気代は国道であれば国ですね、国や県、市町村が払うものとされていますが、この認識で間違いありませんか。

○総務課長（泉 清一郎君）

議員が今、お話しした認識で間違いありません。

○1番（川上真理議員）

では、その街路灯ですけど、村内に設置されている街路灯で、公的な照明、それから、行政が電気代を払っているというようなものはございますか。

○総務課長（泉 清一郎君）

行政がもちろん、払っている電気代もありますが、それがちょっと今、集落の関係の質問でしたので、そこまでのちょっと、把握をしてはおりません。

○1番（川上真理議員）

でも、基本的には、県道に面していても各集落の中にある街路灯というのは、地域の防犯灯として設置をされているんですよね。いるのか、いると思われま。そういう各集落がその維持管理費を払っているというのが現状という認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（泉 清一郎君）

本当にその集落のなかでも、細かい部分については、行政と集落とどういう話し合いをしたかはいくつか、ある場所も、ある箇所もあると思うので、ちょっとそこまでは私のところで今、把握しているところではございませんが、基本的には集落の内にある防犯灯に関しては、集落が維持していくもので、村管理している施設等にあるものは、村がその電気代は支払うということと認識しています。

○1番（川上真理議員）

ここからは村民が普段使用する街灯という言葉で議論させていただきますけれども、令和5年の第3回の定例会で、同僚議員がこの街灯費についてお尋ねしているんですよね。各集落の街灯費について、そのときの答弁が、どれくらいの負担になっているか調査した経緯はあると。各集落の金額はまちまちで、どれだけ助成するか、どういった助成の仕方が良いのか検討し、助成にあたっていきいたいというふうに述べていて、それが先ほど回答いただいた、ふるさと納税からの5%相当額を各集落へ配布をしたと。あと、有川氏からの寄付を10年間、7年にわたり分配するというようなことなんだというふうに思いますけれども、街灯費の負担は幅は当然あったと思いますけれども、幾らから幾らでしたか。

○総務課長（泉 清一郎君）

前課長のほうからもいろいろ聞き取りして、ちょっと伺っているところであるんですけども、12月5日のその区長会で、一律に字費は幾らですか、街灯費は幾らですかと聞いたんですけども、その中で、いろんな体系があって、字費の中でも、含めて、街灯費までも支払っているところもありますし、街灯費として別に集めているところもあります。その請求の額も、もう本当に30万ぐらい請求があるという集落もあれば、20万円ぐらいというところ、それは請求書を持ってこられているわけじゃないので、本当に大体の感覚でこう、皆さん、自分たちが支払われていることを、そのときに話させていただいていると認識しています。

○1番（川上真理議員）

なぜ、こういうことを聞くかと言うと、どうして調べてもらいたいかと言うと、やはり、調べる

ことによって、各集落がどれだけの負担を強いられているのかというのを把握していただきたいという思いがあるからです。私が役場に確認をしたところ、担当者は、そこは役場が関知することじゃないからというふうに言われたんですね。いろんな所でそういうふうに、字費についても関知することじゃないから、というふうに言われていますけど、やはり、役場がそれを関知することによって、各集落が今どういう状況になっている、どういう財政状況になっているということを、やっぱり、把握することが、また、次の支援への手立てになるというふうに思いますので、そこはしっかり、口が出せるところじゃないけれども、でも把握をして、しっかり次の対応策を練るということにも活かしていただければというふうに思います。

それから、ふるさと納税から分配したというふうに言われていましたけれども、ある方から聞いた話では、10万円、役場から振り込まれて、尋ねると、ふるさと納税から集落の電気代・電灯代の補助として払うというふうに口頭で言われたというふうに聞いています。これは今後もですね、継続的に定額で各集落の電気・電灯代の補助として支払われるものなのか伺います。

○総務課長（泉 清一郎君）

ふるさと納税に関しては、5%相当分を各集落にという話は今、していますけども、これをいつまでというふうに決めているわけではありません。また、有川さんの寄付金にしても、金額が決まっていますので、それは7年間として村から各集落へという話をしていますので、ずっとって言われるとですね、この金額がそもそも良いのかどうかも、この間の区長会で話したときに、結局30万円を超える支出に対して、各世帯から集めるのは、本当に1世帯2万円ぐらいしか集まってこないから、それがもう全然足りていないという集落もありました。ですので、これをいつまで継続するかという、その議論までまだ辿り着いていないのが現状です。

○1番（川上真理議員）

なので、その計画性を持ってですね、やっぱり、しっかりとした支援策をつくっていただきたい。今、固定費として毎月出ていく電気代の話をしていますけれども、これは別の視点で言い換えれば、集落全体を維持していくために今後どうするのか、どう集落を支えていくのかというところに行き着く議論だというふうに思います。各集落は人口減少によって収入も減ってきています。ある集落では、区長さんへの報酬や手当を半減したというところもあるようです。お金がある集落は十分渡せるけれども、お金がない集落は賃金カットしますよ、報酬カットしますよという状況だと、次の担い手なんて生まれてこないというふうに思います。人口減少にやっぱり、歯止めがかけられない。やっぱり、その歪みが各集落への運営も圧迫してきているというふうな視点に立てばですね、役場が関知することじゃないというような姿勢に立たずに、しっかりですね、集落の住民の目線に立って、今後、持続可能な運営をどうしていくのかというところを、方針を打ち出していきたいというふうに思いますが、村長どうでしょうか。

○村長（元山公知君）

ありがとうございます。役場もですね、今、議員がおっしゃったみたいに、関知することではな

いというのとかも改めまして、しっかりと関知して、今、調査に入っているところでありますので、そこはしっかりと。また、各集落の方々も、その集落集落で、今後、自分たちがどうやっていくのか、字費をどんなふうにしていけばいけないのかという話とかもしたうえでまた、しっかりと何か提案していただけるとありがたいと思いますし、そういうことでいろいろ我々も、我々が調べたもの、集落がこういうふうに分たちが持続していくためにはこういうふうなことが必要というのも、また、いろいろ、小さい集落だけではなくてですね、もう、全集落でそういうことをやっていただけると、また、いろいろ議論も深まるのかなと思っていますので、その持続可能な集落に向けてですね、一緒にまた、取り組んでいければと思っています。

○1番（川上真理議員）

今後ですね、行政報告会も開催を予定するというようなことも言われていますので、是非、そういった場も活用しながらですね、行政と集落と、それから村民が一緒になって、知恵を出し合い、その持続可能な集落へのあり方を、やはり、議論していくこと、そして、その中から方向性をやはり、導き出していくこと、それはお互いにやはり、やっていくことだというふうに思いますので、含めて、協力もお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（喜島孝行議員）

これで1番、川上議員の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩します。3時30分に再開いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

△ 日程第6 議案第56号 令和7年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第6、議案第56号、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第56号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第56号は、令和7年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に6,289万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ43億172万9,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎議員）

自分のほうからは3点ほど質問させていただきます。

まず、8ページの歳入のですね、14款5目衛生費国庫補助金、これは280万6,300円、地方スポーツ振興費補助金とはどのような補助金なのかが1点。2点目が11ページ、2款総務費の18節負担金補助金のですね、この湯湾会館のエアコン設置費補助金110万、これは先ほど私が一般質問した村の2分の1の補助、これ要望があったのか、湯湾から要望があって、それがオーケーになって今回計上しているのかの確認と、もう1点ですね、すみません、24ページ、5目の振興育英基金事業の20節の貸付金、マイナスの912万、奨学金貸付けと入学準備金をマイナス計上していますが、その内容説明をお願いします。

○保健福祉課長（松井 学君）

8ページの14款2項5目7節の地方スポーツ振興費補助金でございますが、これは16ページの健康支援事業、いわゆるみんちやれをやっている事業なんですけれども、当初、鹿児島県の補助金を計画しておりました。下の段になりますけれどもマイナス190万とありますが、これが3分の2の補助で実施する予定でしたが、国のスポーツ庁の補助金が10分の10で、財源的にも助かるということで申請していたら、しましたら、見事採択されたということで、こちらのほうに財源の組替をしている次第です。以上でございます。

○総務課長（泉 清一郎君）

2款1項5目財産管理費の18節負担金補助及び交付金の湯湾会館エアコン設置費補助金なんですけれども、これは集落から要望が上がっております。以上です。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。9款1項5目振興育英基金事業費です。20節の貸付金なんですけれども、これは奨学生に貸付けるお金でして、年2回振り込まれます、4月と10月振り込まれますけれども、実績が確定による予算の減となっております。併せまして、歳入のほうの繰入金ですね、奨学基金繰入金のほうも同額現額させていただいております。以上です。

○3番（壽山新太郎議員）

そのクーラーの設置の件ですけど、これ、要望を出したら付けていただくという解釈でよろしいんでしょうか。

○総務課長（泉 清一郎君）

要望が出たら全てという話しではありませんけれども、ちょっと午前中の話でも説明したとおり、避難所として指定されている部分では、やはり防災上必要ということで避難所として指定しているので、そこに昨今のこの暑さで、避難所に入ったけれども、ちょっと体調を壊すということは避けたいために、エアコンに関しては、備品全部、全てがオーケーというわけではありませんけれども、エアコンに関しては認めるということでございます。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにございませんか。

○2番（倉本富夫議員）

すみません、12ページの23款ふるさと納税事業費のほうなんですけど、ふるさと納税返礼品は分かります。ふるさと納税業務委託料というのは、どこに支払われるお金なのか、教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

ふるさと納税の増額なんですけれども、今の経緯でいうと、約10%ぐらいの歳入が見込まれるのではないかと想定されるため計上させていただいております。この12節の委託料なんですけれども、こちらはポータルサイトを10何カ所かに今展開しております。よく聞かれるふるさとチョイスであったり、楽天であったり、そちらのサイトを通して納税をしていただくと、手数料が発生するということで、そのサイトへの委託料ということになります。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに。

○1番（川上真理議員）

9ページ、17款1目の特別給付金のマングローブ事業支援金です。当初予算では多分、当初予算の議論をしたときに、伊藤忠商事から50万の予算を多分組んでいたというふうに思います。今回73万円組まれていますけれども、新たな寄附が別のところからあったのか伺います。それと、そのときの予算論議の中で、ここについては目的と活用に合わせて寄附をもらっているという答弁を出されていたかというふうにと思いますが、今回この数字が11ページ支出のところ、歳出のところの2款7目、それから16節のところ、用地購入費で73万円出てきますが、ここに出されたのか伺います。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、おっしゃるとおりで歳出のほうに計上しております公有財産購入費のほうなんですけれども、マングローブの植林地を候補地として一般の方から購入するというところで4筆、今回の購入面積が2,400余りという平米ですね、2,422平米、そちらの4筆を購入予定ということで、それに対する財源は特別寄附金で充当するというところで計上させていただいております。

○1番（川上真理議員）

どこからの寄附ですか、伊藤忠商事。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、おっしゃるとおり伊藤忠商事からの特別寄附金として購入させていただきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

今、4筆の土地購入分ということでしたけど、いったいあとどれぐらいの購入を予定しているんでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

全体で、今購入しているのが1筆で、今回4筆、ちょっと資料を持ち合わせてはいなんですけれども、20から30筆の土地が、今持ち主がしっかりと判明しておりまして、測量も行って、その算出もされている、金額的な算出もされているということになっております。

○1番（川上真理議員）

それらは全てこの寄附金で購入費は賄う予定ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、現在の計画ではそのようになっております。

○1番（川上真理議員）

別の質問、いいですか。そしたら21ページ、7款1目12節、それから13節です。処分場の建設は今からだというふうに思いますけれども、なぜこの時点で1,700万円余り落とされているのか、説明をお願いします。

○建設課長（辰島伸之介君）

この土砂処分場運営委託費になりますが、運営委託になっておりますので、今回、7年度では運営は行われませんので、一旦ここでは落としてですね、8年度に再計上させていただきたいというふうに思っております。

○1番（川上真理議員）

7年度は行われたいところの説明を、もうちょっとしてもらえます、すみません。

○建設課長（辰島伸之介君）

7年度中には土砂処分場の運営ができないということで、8年度に再計上させていただきたいと思っております。

○1番（川上真理議員）

その下の土地借上料が落とされているのは、どういうことでしょうか。

○建設課長（辰島伸之介君）

当初、集落と土地の借上料で計画しておりましたが、その用地の管理上の問題から、やはり購入したほうがいいのではないかということで、借上料のほうをマイナスにして、購入費のほうで上げさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにございませんか。

○5番（肥後充浩議員）

まず、11ページの5款の財産管理費、委託料で600万の電話更新、これはこの前のあれの、不通のやつ更新のための600万ですかね。それと、17ページの1番上の浄化槽の設置補助2基で計上されていますけれども、これは確実に2基できるのか。それと、単独撤去費の1基分の9万円の補助、撤去分があったですかね、その辺答えてください。

○総務課長（泉 清一郎君）

まず、2款1項5目の12節の委託料でございますけれども、これは午前中議員が質問でありましたように、電話設備の初期費用でございます。

○住民税務課長（小松洋仁君）

これは当初予算のほうでは2基分と店舗分1基分という形で計上しておりましたが、その後、追加で2基単独槽から合併浄化槽への切替えという形で、今相談を受けております。これが年度内に施工が終了しそうだということで相談を受けておりますので、今回2基分計上させていただきました。撤去分に関しましては、当初予算で1基分の撤去費を計上しておりますので、今回2基分、単独槽から合併槽への切替分という形で相談を受けておりますので、1基分を追加して今回計上させていただいたということになります。以上です。

○5番（肥後充浩議員）

もちろん集落排水がない場所の地区ですよ。

○住民税務課長（小松洋仁君）

はい、おっしゃるとおりです。

○5番（肥後充浩議員）

それともう一つ、12ページ、21の地域おこし協力隊で起業支援ということ、これは名前は出すとあれかもしれませんが、何月に辞められる方の起業支援なの。

○企画観光課長（辰島月美君）

これは、起業支援は就任して1年を過ぎてから、また退任されて1年までは該当するというところで、今申請が上がっている分を計上させていただいております、1件です。

○5番（肥後充浩議員）

3月の予定なんですか、それとも12月かその辺のためですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回補正が通った後に、上がってきているその事業を精査して、支援金を支給するという流れになります。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにございませんか。

○7番（吉永常明議員）

さっきの肥後議員の合併槽、浄化槽の件について、ちょっと伺いたいと思います。課長がさっき説明したように、これ、当初は個人1基で149万8,000円、今回60万の2基になっているんだけど、その金額の違いの説明と、それと14ページ、民生費の1目児童福祉総務費の22節の償還金のその説明をお願いしたいと思います。

○住民税務課長（小松洋仁君）

当初予算に関しましては、個人宅分の予算計上が2基分で149万8,000円を計上しております。店舗

分として50万円、それから単独の撤去分として9万円、合わせて208万8,000円を計上しておりましたが、もう既に個人分2基分と店舗分1基分の補助の申請を受けておりますので、追加で2件分の個人宅2件分の単独浄化槽から合併浄化槽への切替という形で、今回補正予算を上げさせていただいたところ です。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにございませんか。すみません。

○保健福祉課長（松井 学君）

14ページの償還金の説明でございます。6年度におきまして、概算で交付して歳入として受け取っております。実績報告は7年度になってから実績報告を出しますので、実績に基づいて多くもらった分をお返しするというので、今回償還金に計上させていただきました。以上です。

○5番（肥後充浩議員）

22ページの社会資本の3目の用地購入費、宇検船越線用地の90万、これはまあいえば、8年度か9年度ぐらいの事業だけの分ですか、それとも全部の改良計画を入れた分の用地買収になっているのか。それとその下の港湾のメンテナンス、これは場所は須古なのか、湯湾なのか、湯湾のがたがたしているところなのか、教えてください。

○建設課長（辰島伸之介君）

まず初めに、宇検船越線ですが、これは令和7年度にこれから発注する工事の分になります。全体ではございません。面積としまして4,512平米を買収を計画しております。次に、港湾メンテナンス事業ですが、これは須古地区のエプロン舗装になりますが、岸壁から15m以内とエプロン舗装はなっていますので、15mを超える部分に関しては単独費にて計上させていただいております。

○議長（喜島孝行議員）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決いたします。

お諮りします

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第56号、令和7年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間を延長しますので、よろしくお願い申し上げます。

△ 日程第7 議案第57号 令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

△ 日程第8 議案第58号 令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第7、議案第57号、令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算について、日程第8、議案第58号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について、以上2点を一括議題とします。

本2件についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第57号、58号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第57号は、令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に428万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,696万3,000円とするものです。

議案第58号は、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に1,164万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9,316万円とするものです。

以上2件、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第57号、令和7年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第58号、令和7年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第59号 令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について、

△ 日程第10 議案第60号 令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第9、議案第59号、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について、日程第10、議案第60号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、以上2件を一括議題とします。

本2件についての提案理由の説明求めます。

○村長（元山公知君）

議案第59号、60号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第59号は、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に3,151万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億5,790万8,000円とするものです。

議案第60号は、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に95万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,240万7,000円とするものです。

以上2件のよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（吉永常明議員）

予算とは関係ないけど、12月1日から旧保険証が使えなくなっていますよね。それによって、本村でのマイナンバーの加入率と、そのマイナンバーを持ってない人が、今後いろいろに関しての不備はないかどうか、そこら辺はどうですか。

○住民税務課長（小松洋仁君）

現在、住民基本台帳を村内に有する方々の保有率というのは、ちょっと調べる術がないので、数字をおさえてはいないんですけども、これまで累計で申請があった数からすると、今の人口よりもちょっと多い数字になって、100%を超えてしまっているという状況であります。なので、大多数の方がカードの保有は現在のところしている状況であるというふうに考えてはいます。以上です。

○保健福祉課長（松井 学君）

保険証が廃止されたことよっての弊害というんですか、現在、マイナンバーカードをマイナ保険証にされている方が、実際どれだけいるかというのは、私たちのところではデータがないんですけども、国保の加入者の中で、マイナ保険証を实际使っているという方が、約5割ぐらいいらっしゃるって、それ以外の方は先月までのデータですけど、やはり旧保険証とかでやってたんですけども、現在は資格確認、後期高齢の場合ですと資格確認証とかで受けている方も多ということですが、診療所のほうを受けられる方は、比較的マイナ保険証に切り替えている方が多いということ、ない方は相談に窓口に来たときに、担当職員のほうからマイナ保険証の推奨をしたりだとか、あとは資格確認証だったりとかいう話をさせていただいております。

○7番（吉永常明議員）

この資格確認証は、このマイナンバーを持っていない人、全てにいき渡っているんですかね、そこら辺はどうですか。

○保健福祉課長（松井 学君）

マイナ保険証を持っていない方には支給してはいますが、マイナ保険証にちゃんと登録されている方には基本的には交付しないようになっております。ちなみに、後期高齢の方々は全員交付ということになっています。

○議長（喜島孝行議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第59号、令和7年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第60号、令和7年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第61号 令和7年度宇検村簡易水道事業会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第11、議案第61号、令和7年度宇検村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第61号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第61号は、簡易水道事業会計補正予算についてですが、収益的支出の予定額に支出260万1,000円を追加するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎議員）

1点だけ、3ページのこの給与費用明細の中でですね、下の段の手当の内訳がございます。こちらで時間外手当が前年度と比較して36万1,000円増額しておりますが、本年度60万2,000円ということで、中身を見てみますと、今回の12月補正で時間外手当が53万6,000円計上してございますが、まずはじめに、この36万1,000円の増額の中身を説明をお願いいたします。

○建設課長（辰島伸之介君）

この時間外手当ですけれども、9月から10月にかけて名柄集落のほうです、水位低下をするということがございまして、そのときに職員がずっと対応をしていたということもございまして、予算がちょっと不足してきているということになっております。今後の漏水対策等についても、ちょっと予算が必要ということで計上させていただいておりますが、名柄に関しては、もう既に配水管の破損が発見されましたので、復旧しております。以上です。

○3番（壽山新太郎議員）

すみません、これは1人の職員に対する時間外手当、これ残業手当と同じ、時間外手当ということは、休日手当とか、そういった残業手当という認識でいいんですか。

○建設課長（辰島伸之介君）

はい、その認識でかまわないと思います。

○議長（喜島孝行議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第61号、令和7年度宇検村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第62号 令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算について

○議長（喜島孝行議員）

日程第12、議案第62号、令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第62号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第62号は、集落排水事業会計補正予算についてですが、収益的支出の予定額に支出604万5,000円を追加するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（壽山新太郎議員）

先ほどの簡水と重複しますが、3ページ、こちらの集排につきましても、前年比で54万9,000円、時間外手当が増額しておりますが、これも先ほどの簡水と同じような感じの認識でよろしかったでしょうか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

これにつきましては、流用調整層の対応が増えたためということで、ポンプの故障等について、応急対応が増えて、時間外手当が増えたという形になっております。以上です。

○3番（壽山新太郎議員）

これ、例えば時間外手当というのは、夜中までするとか、そういった事例も結構あるんでしょうか。

○産業振興課長補佐（古島幸夫君）

はい、場合によっては、その時間外が夜遅くなったりとか、突然故障したりとかして、対応する場面もあったりするかと思います。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第62号、令和7年度宇検村集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 請願第1号 宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願について

○議長（喜島孝行議員）

日程第13、請願第1号、宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願については、お手元にお配りした請願書の写しのとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 4時05分

令和7年第4回宇検村議会定例会

第 2 日

令和7年12月12日

令和7年第4回宇検村議会定例会会議録
令和7年12月12日（金曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 63 号 宇検村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 64 号 工事請負変更契約について（湯湾港港湾メンテナンス工事（R7-1））
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 65 号 工事請負変更契約について（緊急浚 推進事業6-1工区）
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 請願第 1 号 宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願
(報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 発議第 4 号 宇検村民の生命に関わる奄美大島血液供給体制構築を求める意見書の提出について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議員派遣の件について
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	川上真理 議員	2番	倉本富夫 議員
3番	壽山新太郎 議員	4番	海原隆家 議員
5番	肥後充浩 議員	6番	杉浦治俊 議員
7番	吉永常明 議員	8番	喜島孝行 議員

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 保枝力人 君 書記 森 妙子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元山公知 君	企画観光課長	辰島月美 君
副 村 長	植田 稔 君	教育委員会事務局長	藤 貴文 君
教 育 長	村野 巳代治 君	建 設 課 長	辰島 伸乃介 君
総 務 課 長	泉 清一郎 君	住民税務課長	小 松 洋 仁 君
保健福祉課長	松 井 学 君	産業振興課長	柳 栄 治 君
会 計 課 長	古 島 敦 子 君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（喜島孝行議員）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第63号 宇検村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

○議長（喜島孝行議員）

日程第1、議案第63号、宇検村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第63号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第63号は、宇検村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険法の改正に伴い、保険料の急激な上昇を抑制することに対応するため条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第63号、宇検村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第64号 工事請負変更契約（湯湾港港湾メンテナンス工事（R7-1））について

○議長（喜島孝行議員）

日程第2、議案第64号、工事請負変更契約（湯湾港港湾メンテナンス工事（R7-1））についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第64号について、提案理由の説明をいたします。

議案第64号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、湯湾港港湾メンテナンス工事（R7-1）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理議員）

今回、変更前と変更後では610万円ほど引き上がっているかと思います。それに至った要因について説明をお願いします。

○建設課長（辰島伸之介君）

これの変更なんですけども、矢板の電気防蝕両極取付を、当初57個をプラス8個で65個、それから測定装置のほうを当初4個、変更で1個プラスして5個と、全体でなっております。その分の変更になります。以上です。

○議長（喜島孝行議員）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第64号、工事請負変更契約（湯湾港港湾メンテナンス工事（R7-1）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第65号 工事請負変更契約（緊急浚渫推進事業6-1工区）について

○議長（喜島孝行議員）

日程第3、議案第65号、工事請負変更契約（緊急浚渫推進事業6-1工区）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第65号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第65号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、緊急浚渫推進事業6-1工区の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（川上真理議員）

先ほどと同じ質問をいたします。変更内容、要因は何か、お伺いいたします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。現地視察のときでも説明いたしましたが、仮設道路を設置した関係で、搬出する土の量が干拓地になった土の量プラス仮設道路の分の土量が増えた関係、それと排水ポンプのほう

が200と100を1基ずつ計上しておりましたが、排水量の関係で200の排水ポンプを2基にしたため増と、増額となっております。

○1番（川上真理議員）

この工事については、9月第3回の定例会でも変更があったかと思います。そのときの変更内容は1,900万の増額というふうになっていたかと思いますが、このときは内容は何でしたっけ。

○産業振興課長（柳 栄治君）

当初の契約金額が4,125万という形で契約しましたが、それは仮設道路を造る前の土量で計算して、単純に今の潮遊池から土砂を持って行くだけの土量で計算しておりました。9月の定例会で増額をしたときの変更契約では、仮設道路の分を計上しておりましたが、それを最終的に今の潮遊池から土砂を全部引き上げて、芦検に持って行ったダンプトラックの台数だとか、そういったところの最終的な数字が今回の変更内容となっております。

○1番（川上真理議員）

今回の分は6,000万から6,300万ということで、300万の増なので問題はないのかなと思います。前回のやつも、もう可決されていますので、ですけども、一般的に公共工事で同額となる場合にですね、変更見込額がその請負代金額の30%を超える工事については、原則として別途の契約とするものという30%ルールがあるというふうにちょっと調べたら出て来たんですけども、これについては、その第3回の定例会、10月6日に提出された議案について、これに当てはまるものだったのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員が今おっしゃったとおり、1回目の変更金額のほうが4,125万に対して、1回目の変更金額で6,036万円で、1,900万ほど増しておりますが、先ほど言われたとおり、3割のルールというのはあるんですが、工事の性質上、今の潮遊池の分を途中で調整するというのが、なかなか難しいことがあったので、一旦5割には届いてなかったもので、変更契約の対象として議案の案件をお願いしたところであります。

○1番（川上真理議員）

分かりました。私も勉強不足で、10月のときにですね、こういう質問をすればよかったんですけども、そこについても、是非そういったルールをですね、今後また遵守するような立場でお願いをしたいというふうに思います。参考までにですけども、今日がどういう日かということで、令和6年の6月14日にですね、公布された建設業法等の一部を改正する法律によって、入札契約適正化法というのが改正をされました。その規定がですね、まさに本日、令和7年12月12日から施行されるということになっています。ここについては、その入札金額の内訳に材料費や労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施行を確保するために、必要な経費を記載した書類、工事内訳書の提出が義務付けられているというふうになっていますので、今日、ホームページを宇検村のホームページを確認したら、宇検村電子入札のシステムがありますけれども、この工事内訳書のダウ

ンロードの様式がですね、前村長の名前にもなっておりますので、しっかりですね、ああいった法を遵守するというのは、行政がですね、法を遵守するというのは当然の立場でございますので、是非、そういったところもしっかりやっていただいたいというのと、あとやはり盛土規制法でも話でもしましたけれども、やはりこういうふうに法が変更されたりとかいう場合には、しっかりその関係団体含めて周知指導を、やっぱり徹底していくということが大事だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（喜島孝行議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

議案第65号、工事請負変更契約（緊急浚渫推進事業6-1工区）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 請願第1号 宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願について

○議長（喜島孝行議員）

日程第4、請願第1号、宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願についてを議題とします。

ただいまの請願に関する総務文教委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（壽山新太郎議員）

宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願、委員長報告。

皆様、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました請願につきまして、審査の結

果をご報告いたします。

本委員会に付託されました請願第1号宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願についての意見書の提出理由を申し上げます。

2018年まで奄美市に設置されていた血液備蓄所が労務管理上の理由により撤退し、宇検村民も医療の変ぜん化の影響を受けております。奄美大島には離島発の救命救急センターが設置され、現在、ドクターヘリにて県本土への急患の搬送を行っておりますが、血液備蓄所が不要になったわけではありません。輸血が必要な患者に対して、必要なときに必要かつ安全な血液製剤を必要な量だけ提供されなければなりません。県本土から救命センターに血液製剤が届くのに、平均10時間を要すること。また悪天候や夜間に届くことができないということは、尋常では考えられないことです。宇検村民の命、ひいては奄美群島民の命を守るために、血液備蓄所の再設置を求めることを本委員会委員全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（喜島孝行議員）

これで、報告を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号についてを採決いたします。

本件に関する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りします。

この請願は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

請願第1号、宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制に関する請願については、採択することに決定しました。

△ 日程第5 発議第4号 宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制構築を求める意見書の提出について

○議長（喜島孝行議員）

日程第5、発議第4号、宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

発議第4号、宇検村民の生命に関わる奄美大島の血液供給体制構築を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議員派遣の件について

○議長（喜島孝行議員）

日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思いをします。

△ 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行議員）

日程第7、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（喜島孝行議員）

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜島孝行議員）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出とおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（保枝力人君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前 9時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜 島 孝 行

宇検村議会議員 川 上 真 理

宇検村議会議員 倉 本 富 夫